

株 主 各 位

東京都中央区日本橋箱崎町6番6号
マックス株式会社
代表取締役社長 川村 八郎

第82回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当社第82回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成25年6月26日（水曜日）午後5時30分までに折り返しご送付くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 平成25年6月27日（木曜日）午前10時
 2. 場 所 東京都中央区日本橋箱崎町6番6号
当社本店 8階会議室
 3. 株主総会の目的である事項
 - 報告事項 1. 第82期(自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第82期(自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)計算書類報告の件
- 決 議 事 項
- 第1号議案 剰余金処分の件
 - 第2号議案 取締役9名選任の件
 - 第3号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件
 - 第4号議案 役員賞与支給の件
 - 第5号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）継続の件
- 以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

なお、株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類および計算書類の内容に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.max-ltd.co.jp/>）に掲載させていただきます。

事 業 報 告

(自 平成24年4月1日)
(至 平成25年3月31日)

I. 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過およびその成果

当期におけるわが国経済は、東日本大震災からの復興とともに、緩やかな内需の拡大が見受けられ、また政権交代後の金融緩和策や景気回復に向けた政策から円安、株高基調に進むなどの明るい兆しはあるものの、債務危機問題による欧州経済の停滞、アジア新興国における成長の鈍化、近隣諸国との不安定な状況など、依然として先行き不透明な状況で推移しました。

このような状況の下で当社グループは、経営方針を『顧客との結びつきをさらに深め、顧客を知り、顧客の支持を高める』と定め、CRM（カスタマー・リレーションシップ・マネジメント）を強力に推進し、「現場」「現物」「現実」の三現主義を全社・全組織において実践して顧客の問題、課題を解決することで、顧客価値を高め、企業価値を高めてまいりました。

この結果、売上高は575億7千万円で前期比0.7%の減収、営業利益は40億2千6百万円で前期比4.3%の減益となりました。経常利益は、外貨建て売掛金の為替差益を背景に、46億6千1百万円で前期比4.4%の増益、当期純利益は24億9千万円で前期比6.8%の増益となりました。なお、前期においては、海外子会社の決算同期化に伴い6億9千9百万円の売上高を計上しております。この影響を控除した売上高前期比は0.5%の増収となります。

当期における部門別の概況は次のとおりです。

オフィス機器部門は、国内オフィス事業では、印刷後の紙に関する事務作業を快適にするアフタープリンティング商材をラインナップで展開しております。当期においても、紙折機の新製品を中心にアフタープリンティング製品の販売が売上に寄与しましたが、前期に発売した文具新製品の販売増効果が一段落したため、事業全体で減収となりました。

海外オフィス事業は、前期において、海外子会社の決算同期化に伴い6億5千万円の会計上の売上高を計上したことにより減収となりました。会計上の要素を除いた事業活動では、南アジア市場において、カラーバリエーションの拡充や店頭展示の強化など現地マーケティングを強化した結果、ホッチキスの売上が好調となり、増収となっております。

オートステープラ事業は、国内外ほぼすべての複写機メーカーに、オートステープラおよび消耗品のステープルを供給しております。当期は、欧州を中心とした世界経済の停滞に伴うOEM先の複写機生産の減少により減収となりましたが、第3四半期および第4四半期におきましては、前年同期を越える売上高水準に回復しております。

この結果、部門全体の売上高は210億2千万円で、前期比4.4%の減収となりました。なお、前

期における海外子会社の決算同期化の影響を控除した前期比は1.5%の減収となります。

インダストリアル機器部門は、国内機工品事業では、新設住宅着工戸数の回復や震災関連の復旧工事の増加を背景に、高圧釘打機、コンプレッサ、充電工具などの木造建築用工具や、鉄筋結束機、ハンマドリルなどのコンクリート構造物向け工具の販売が好調に推移し、事業全体で増収となりました。

海外機工品事業は、北米では緩やかな住宅着工の回復のもと、コスト競争力のあるタイ製釘打機械や独自製品である鉄筋結束機の拡販により増収となりましたが、欧州では建設市況の停滞や為替の影響により減収となり、事業全体で減収となりました。

住環境機器事業は、保育施設や療養施設などの公共建設が一段落したことで、埋設型電気式床暖房の販売が減少しましたが、マンション着工の緩やかな回復を背景に、主力の浴室暖房換気乾燥機の販売が好調に推移したほか、普及が進むディスプレイシステムが売上に寄与し、事業全体で前期水準の売上高を確保いたしました。

この結果、部門全体の売上高は330億7千1百万円で、前期比1.8%の増収となりました。リーマンショック以降、国内新設住宅着工戸数の減少や海外の建設市況の悪化に伴い、平成21年3月期より営業赤字となっていた同部門ですが、この間に実行してきた事業構造改革と、緩やかな新設住宅着工戸数の回復などにより、5年ぶりに営業黒字となりました。

HCR (Home Care&Rehabilitation) 機器部門は、当期に完全子会社となった㈱カワムラサイクルでは、車いすを中心とした介護機器の開発・製造・販売を行っております。当期においては、車いすの新規OEM製品の受注が本格化しましたが、復興に伴う療養施設での車いす需要が一段落したことにより、減収となりました。

当社のHCR営業グループは、高齢者の自立生活支援に向けた製品の開発・製造・販売を行っております。4つのタイヤで転倒しにくい高齢者向け特殊自転車「クークルS」を7月に発売し、高齢者が安心して外出できる移動手段として医療機関、シニア自転車市場への提案活動を進めております。

この結果、部門全体の売上高は34億7千8百万円で、前期比1.5%の減収となりました。

部門別売上高

部 門 名		売 上 高	前 期 比 増 減 率
		百万円	%
オ フ ィ ス 機 器	国 内	13,447	△2.6
	海 外	7,573	△7.4
	部門計	21,020	△4.4
イ ン ダ ス ト リ ア ル 機 器	国 内	26,981	4.1
	海 外	6,089	△7.0
	部門計	33,071	1.8
H C R 機 器	国 内	3,459	△1.5
	海 外	18	2.3
	部門計	3,478	△1.5
合 計	国 内	43,888	1.5
	海 外	13,682	△7.2
	部門計	57,570	△0.7

2. 対処すべき課題

(1) 企業価値の向上

当社グループは中期的には、既存事業の収益構造を再構築するとともに、新たな事業成長に向けて取り組んでいくことで、自己資本当期純利益率を高めてまいります。

オフィス機器部門は、事業ドメインと顧客を明確にして、顧客の問題・課題を捉えて解決するソリューション提案により、顧客との関係を深め、繰り返し購入に繋がる商材を拡充させ事業を拡大させてまいります。

インダストリアル機器部門は、データベースからの購買動向分析と活動から得た現場情報を組み合わせ、優良顧客に繰り返し購入していただく活動を実践いたします。機工品事業では、エア・ガス・バッテリー全てのエネルギー源における品揃えを強みとし、国内外海外をボーダーレスの市場と捉えなおし、拠点政策、ルート政策、物流・アフター政策を組み込んだ国内、海外、それぞれの事業戦略を着実に実行してまいります。住環境機器事業では、トップシェアの浴室暖房換気乾燥機を軸に、床暖房やディスプレイシステムなど複数商材を提案し事業拡大を図ってまいります。また基本設計や部品の共通化を進め、生産性・収益性を高めてまいります。

今後とも当社グループは、お客様にとって使い勝手の良い新製品を提供し、ホッチキス・釘打機で培ったマックスブランドを通じてお客様の信頼を高め、グローバルな競争に打ち勝ち、収益性の向上とキャッシュ・フローの拡大を図ってまいります。

(2) 環境保全への対応

当社グループは、「環境保全」を重要課題の一つとして捉え、商品の開発・製造から廃棄に至るまでの事業活動や、業務面における環境にやさしい事務用品の使用など、あらゆる面から生じる環境負荷に対して、その削減に取り組んでおります。

群馬県4工場(玉村・藤岡・吉井・高崎)は、各々ISO14001の認証を取得しております。

(3) 個人情報保護への対応

当社グループは、顧客情報資産の保全と社内情報資産の保全を重要な課題として捉え、個人情報保護法への対応を図り、情報セキュリティ基本方針を定め情報資産の機密性、完全性、可用性の確保に努めております。なお、ISMS(情報セキュリティマネジメントシステム)の認証を平成16年4月27日に取得しております。

3. 設備投資の状況

当期において実施いたしました設備投資の総額は20億8千9百万円であり、その主なものは福岡支店および札幌支店の建築費用ならびに金型・設備の更新などであります。

4. 財産および損益の状況

区 分	期 別	第 79 期	第 80 期	第 81 期	第 82 期(当期)
		(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
売 上 高(百万円)		48,321	54,463	57,988	57,570
経 常 利 益(百万円)		1,998	4,166	4,465	4,661
当 期 純 利 益(百万円)		1,125	1,633	2,332	2,490
1株当たりの当期純利益 (円)		22.31	32.40	46.26	49.41
総 資 産(百万円)		77,464	81,486	81,840	83,839
純 資 産(百万円)		61,696	62,357	62,722	63,784

(注) 1株当たりの当期純利益は、期中平均発行済株式の総数に基づき算出しております。

5. 主要な事業内容

事業区分	主要な事業内容
オフィス機器	オートステープラ、ホッチキス、ホッチキス針、プラスチックリング製本機、ナンバリング、パンチ、スタンプ台、朱肉、タイムレコーダ、タイムカード、チェックライタ、レーザ距離計、カッティングマシン、プリンティングマシン、ラベルプリンタ、カードプリンタ、チューブマーカ、筆耕ソフト、筆耕マシン、平行定規などの製造・販売
インダストリアル機器	釘打機、ガンタッカ、ねじ打機、ステープル、ネイル、ねじ、エアコンプレッサ、レーザ墨出器、鉄筋結束機、コンクリート用ピン打機、ガスネイラ、ハンマドリル、充電式インパクトドライバ、充電式丸のこ、充電式ピンネイラ、野菜結束機、誘引結束機、袋とじ機、充電式剪定はさみ、浴室暖房換気乾燥機、24時間換気システム、床暖房システム、ディスプレイシステム、住宅用火災警報器などの製造・販売
HCR機器	車いす、その他福祉用品などの製造・販売

6. 主要な営業所および工場

(1) 当社

本店	東京都中央区日本橋箱崎町6番6号
営業所	札幌支店（札幌市）、仙台支店（仙台市）、新潟支店（三条市）、東京支店（中央区）、名古屋支店（名古屋市）、京都支店（京都市）、大阪支店（大阪市）、広島支店（広島市）、福岡支店（福岡市）
開発・工場	開発本部（佐波郡）、玉村工場（佐波郡）、藤岡工場（藤岡市）※以上群馬県

(2) 子会社

国内	埼玉マックス㈱（さいたま市）、横浜マックス㈱（横浜市）、金沢マックス㈱（金沢市）、岡山マックス㈱（岡山市）、四国マックス㈱（高松市）、マックスファスニングシステムズ㈱（北茨城市）、マックス高崎㈱（高崎市）、マックス倉賀野㈱（高崎市）、㈱カワムラサイクル（神戸市）、マックス物流倉庫㈱（佐波郡）、マックスエンジニアリング&サービスファクトリー㈱（高崎市）
海外	MAX USA CORP.（ニューヨーク）、MAX EUROPE B.V.（オランダ）、MAX ASIA PTE. LTD.（シンガポール）、美克司香港有限公司（中国）、邁庫司(上海)商貿有限公司（中国）、MAX (THAILAND) CO., LTD.（タイ）、MAX FASTENERS (M) SDN. BHD.（マレーシア）、美克司電子機械(深圳)有限公司（中国）、美克司電子機械(蘇州)有限公司（中国）、漳州立泰医療康復器材有限公司（中国）、厦門愛泰康復器材有限公司（中国）

7. 重要な親会社および子会社の状況

(1) 親会社との関係

該当事項はありません。

(2) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社カワムラサイクル	百万円 1,484	100.0%	車いす、その他福祉用品の製造・販売
MAX (THAILAND) CO., LTD.	百万タイバーツ 474	100.0	釘打機械等の製造・販売
美克司香港有限公司	百万香港ドル 62	100.0	事務用、建築用機器の販売
MAX FASTENERS (M) SDN. BHD.	百万マレーシアドル 8	86.3 (3.7)	事務用、建築用機器の製造・販売
マックスファスニングシステムズ株式会社	百万円 315	100.0	釘の製造・販売

- (注) 1. 当社の出資比率欄の () 内は、間接所有割合 (外数) であります。
 2. 美克司香港有限公司は、平成24年4月13日付で資本金を52百万香港ドルから62百万香港ドルに増資いたしました。
 3. MAX (THAILAND) CO., LTD. は、平成24年6月19日および平成25年1月9日付で資本金を275百万タイバーツから474百万タイバーツに増資いたしました。

(3) 企業結合の経過

関係強化を図ることを目的に、連結子会社であった株式会社カワムラサイクルに対し株式公開買付けを行い、平成25年3月29日付で株式会社カワムラサイクルを完全子会社といたしました。

8. 使用人の状況

		使用人数	前期末比増減数
国	内	1,381 名	△31 名
海	外	1,326	+47
合	計	2,707	+16

9. 主要な借入先

会社名	借入金残高
株式会社みずほ銀行	800 <small>百万円</small>
株式会社群馬銀行	650

II. 会社の株式に関する事項

株式の状況

- | | |
|--------------|--------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 145,983,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 50,500,626株 |
| (3) 株主数 | 4,646名 |
| (4) 単元株式数 | 1,000株 |
| (5) 大株主 | |

株主名	持株数	持株比率
第一生命保険株式会社	4,684 <small>千株</small>	9.29 %
日本生命保険相互会社	4,425	8.78
マックス共栄会第一持株会	3,514	6.97
マックス共栄会第二持株会	2,697	5.35
株式会社みずほ銀行	2,344	4.65
株式会社群馬銀行	2,114	4.20
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託口)	1,881	3.73
日本マスタートラスト 信託銀行株式会社(信託口)	1,825	3.62
明治安田生命保険相互会社	1,588	3.15
新日鐵住金株式会社	1,344	2.67

(注) 持株比率については、自己株式95,941株を控除して算出しております。

Ⅲ. 会社役員に関する事項

1. 取締役および監査役の状況

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長	三井田 孝 嗣	
代表取締役社長	川 村 八 郎	
常務取締役	山 田 俊 雄	開発本部長
常務取締役	太 田 忠 喜	生産本部長
常務取締役	塩 川 博	営業本部長、兼事業企画担当
常務取締役	樋 口 浩 一	生産副本部長兼生産本部長兼管理部長兼資材部長、兼システム統括担当
常務取締役	村 山 恵司郎	開発副本部長兼開発設計部長兼研究グループ部長
取締役	黒 沢 光 照	環境・品質保証部長
常勤監査役	亀ヶ谷 正 次	
常勤監査役	木 暮 郷 司	
社外監査役	島 山 正 誠	東京公園法律事務所弁護士 日本ケミファ株式会社社外取締役
社外監査役	望 月 眞 宏	

- (注) 1. 執行役員黒沢光照氏は、取締役執行役員に平成24年6月28日付で就任いたしました。
 2. 常務取締役上席執行役員塩川 博氏は任期満了により、株式会社カワムラサイクル社外取締役を、平成24年6月22日付で退任いたしました。
 3. 監査役島山正誠氏は、東京証券取引所が指定を義務付ける独立役員であります。

2. 取締役および監査役の報酬等の額

区 分	支 給 人 員	支 給 総 額
取締役	8 名	217,461 千円
監査役 (うち社外監査役)	4 (2)	45,903 (10,926)
合 計	12	263,365

- (注) 1. 取締役の支給総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与等は含まれておりません。
 2. 支給総額には、第82回定時株主総会において決議予定の役員賞与64,604千円（取締役6名52,100千円、監査役4名12,504千円、うち社外監査役2名3,126千円）が含まれております。
 3. 支給総額には、当期における役員退職慰労引当金繰入額が含まれております。

3. 社外役員に関する事項

(1) 監査役 畠山 正誠

①重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

兼職先である東京公園法律事務所および日本ケミファ株式会社は、当社と特別な関係はありません。

②当事業年度における主な活動状況

当期開催の取締役会18回の全てに、また、当期開催の監査役会20回の全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地から適宜必要な発言を行っております。

③責任限定契約の内容の概要

当社との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償の限度額は、法令の定める最低責任限度額であります。

④その他の事項

特定関係事業者との関係などの項目について、該当する事項はありません。

(2) 監査役 望月 眞宏

①重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

該当事項はありません。

②当事業年度における主な活動状況

当期開催の取締役会18回の全てに、また、当期開催の監査役会20回の全てに出席し、他社での経営経験に基づく見地から適宜必要な発言を行っております。

③責任限定契約の内容の概要

当社との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償の限度額は、法令の定める最低責任限度額であります。

④その他の事項

特定関係事業者との関係などの項目について、該当する事項はありません。

IV. 会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

2. 責任限定契約の内容の概要

当社との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償の限度額は、法令の定める最低責任限度額であります。

3. 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	39百万円
② 当社および当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	42百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております。なお、②の金額には下記4.における非監査業務に対しての報酬を含めております。

2. 当社の海外連結子会社は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

4. 非監査業務の内容

当社は、有限責任 あずさ監査法人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である I F R S（国際財務報告基準）に関するアドバイザリー業務を委託しております。

5. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、または監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることとします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の合意により会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役は、会計監査人の解任後最初に招集される株主総会において、解任の旨およびその理由を報告します。

V. 会社の体制および方針

1. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

- (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

MACS委員会（社内委員会）を設置し、遵守すべき法令を洗い出すとともに、それらの社内マニュアル化を進め、社内に徹底しています。

当社は、法務・内部監査室を設置し、社内の業務が法令及び社内マニュアルに則って行われていることを検査・評価・是正する体制としています。

社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした姿勢で組織的に対応し、取引関係を含め一切の関係を持たないこととしています。

また、重大な法令違反が発見された場合は、取締役会に報告するとともに、代表取締役と協議のうえ、必要と認める適切な措置を実施します。

- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会事務局において、株主総会・取締役会・その他取締役が主催する重要な会議の議事録を作成し、随時、取締役及び監査役の閲覧に供しています。

これらの書類は、文書保存年限規程に基づき、適切に保存・管理しています。

- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

各取締役は、担当する事業に直接的・間接的に関わるリスクについて、その予防策や事故発生時の対応策等を整備し、リスク管理を徹底しております。

なお、当社事業に関わるリスク全般については、MACS委員会で管理しています。

- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

月1回以上取締役会を開催し、職務執行状況の報告、決裁事項の審議・決裁を行っています。

また、当社は執行役員制度を採用し、執行役員が業務を執行することとし、取締役は経営の意思決定に専念できるようにしております。

各部門の職務の内容やスケジュール等については、取締役会の承認を得た年度ごとの事業計画書に基づいております。

- (5) 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
企業集団の業務執行・権限の範囲については、「関係会社経営に関する基本方針」を策定し、各社がこれに沿って業務を執行するようにしています。
販売関連会社については販売統括部が、生産関連会社については生産本部室がそれぞれ日常の業務管理を実施しています。
また、本社部門、監査役、会計監査人が、定例的に企業集団の業務の公正性・適法性を実地確認しています。
- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び監査役を補助する使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役は、社内の重要な会議に出席するなど、監査役の業務執行の中で直接、会社の公正性・適法性が確認できているため、監査役の職務を補助する使用人の恒久的な設置は求めておりません。監査役の職務を補助する体制としては、監査役の求めに応じて随時、適切な人員を配置することとしています。
また、独立した法務・内部監査室が、監査役会と連携しその職務を補助する体制としております。
- (7) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
社外監査役を含む監査役は、取締役会に出席し、取締役から直接業務報告を受けるほか、事業会議、M A C S 委員会等、社内の重要な会議に出席し、業務執行の報告を受けています。
- (8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
全監査役は、必要に応じて取締役及び従業員に対して業務の執行状況について報告を求めることができるとともに、取締役及び会計監査人と意見交換等を行えるようにしております。
- (9) 財務報告の信頼性を確保するための体制
金融商品取引法等が定める財務報告の信頼性を確保するために、財務に係る内部統制の体制を整備し、維持・向上を図っております。

2. 会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、平成23年6月29日開催の第80回定時株主総会において、会社法施行規則第118条第3号に定める「当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」（以下「会社支配に関する基本方針」といいます。）及び特定株主グループ（注1）の議決権割合（注2）を20%以上とすることを目的とする当社株券等（注3）の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となるような当社株券等の買付行為（いずれについてもあらかじめ当社取締役会が同意したものを除きます。以下、かかる買付行為を「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）に関する対応方針（以下「本プラン」といいます。）をご承認いただいております。

I. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は上場企業である以上、当社株式の売買は、株主・投資家の皆様の自由な判断においてなされるのが原則であり、当社に対して大規模買付行為が行われた場合においても、これに応じるか否かの判断は、最終的には、当社株主の皆様の判断に委ねられるべきものと考えております。大規模買付行為であっても、当社の企業価値及び株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。しかしながら、近時、わが国の資本市場においては、法制度の変革や企業構造・企業文化の変化等を背景として、対象となる会社の経営陣と十分な協議や合意のプロセスを経ることなく、大規模買付行為を強行するといった動きがみられます。

当社が今後も持続的に企業価値及び株主共同の利益を確保・向上させていくためには、当社の経営理念、事業特性及びステークホルダーとの間に築かれた関係等への深い理解に基づいた経営がなされることが不可欠と考えております。大規模買付者により当社の経営理念、事業特性及びステークホルダーとの間に築かれた関係等への理解が不十分なまま当社の経営がなされるに至った場合、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることとなります。従いまして、企業価値ひいては株主共同の利益を毀損する恐れのある不適切な大規模買付行為又はこれに類似する行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

II. 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の会社支配に関する基本方針の実現に資する取組み

当社は、会社支配に関する基本方針の実現に資する取組みとして、下記Ⅲ.に記載するもののほか、企業価値及び株主共同の利益の向上に向けて、次のとおり取組みを行っております。

当社は、1942年に創業以来、時代のニーズをいち早く捉えながら、技術の研鑽に努め、国産初の小型ホッチキス・手動式ネイラを1942年から1950年代の創業時に世に送り出し、これらの商品がお客様の信頼を得て、今日の事業基盤を確立しました。

当社は、「人」が尊重され、「人」が成長することによって、会社も成長すると考えており、「顧客を知る、現場を知る経営」、「ガラス張りの経営」、「全員参画の経営」、「成果配分の経営」の4つを柱として、「顧客の支持を高め、いきいきと楽しく力を合わせ、皆揃って成長して行く集団を目指す」という経営基本姿勢の下、お客様と共に成長するマックスを創るため、社員一人一人が事業の成長を担う主体となる意識改革を進め、事業成長と収益構造の強化を目指し、全社を挙げて取り組んでおります。

当社の事業は、ホッチキス、タイムレコーダ、ビーポップ等のオフィス機器や釘打機、エアコンプレッサ、コンクリートツール等の産業用機器にとどまらず、浴室暖房換気乾燥機、ディスポーザ等の住宅用機器など、幅広く構成されております。当社の経営は、これらの分野におけるマーケティングノウハウや豊富な事業経験に基づいて、次代を見据えた新製品開発、技術力強化等に取り組んでおります。また、株主・投資家の皆様、お客様、お取引先様など、当社をご支援いただく関係先様のご理解・ご信頼を基に、企業価値及び株主共同の利益の向上に邁進しております。当社は、これからも「使う人が満足するモノづくり」にこだわり続けることにより、当社の企業価値及び株主共同の利益の向上に努めてまいります。

また、当社は「中期経営計画」を策定し、『顧客との結びつきをさらに深め、顧客を知り、顧客の支持を高める』との経営方針の下、さらなる顧客満足度の向上による事業成長を目指すとともに、得られた成果の株主の皆様への還元を高めることとするなど、事業成長と収益構造の強化に裏づけされた企業価値及び株主共同の利益の向上に取り組んでまいります。

Ⅲ. 会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、大規模買付行為が行われる場合には、上記Ⅰ.に記載した会社支配に関する基本方針に照らし、以下のとおり一定の合理的なルール（大規模買付ルール）に従っていただくこととし、これを遵守しなかった場合及びした場合につき一定の対応方針を定めることをもって、会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みといたします。

1. 大規模買付ルール設定の目的

近時、わが国の資本市場においては、法制度の変革や企業構造・企業文化の変化等を背景として、対象となる会社の経営陣と十分な協議や合意のプロセスを経ることなく、大規模買付行為を強行するといった動きがみられます。こうした事情に鑑み、当社取締役会は、大規模買付行為に際して、当社株主の皆様がこれに応じるか否かの判断を適切に行うために、当社株主の皆様が判断に必要なかつ十分な情報が提供できるよう、大規模買付行為に関する一定のルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）を設けることとしました。

2. 大規模買付ルールの内容

大規模買付ルールとは、①大規模買付者から事前に、当社株主の皆様が判断及び当社取締役会の評価・検討のために必要かつ十分な情報（以下「大規模買付情報」といいます。）が提供され、それに基づき②当社取締役会が当該大規模買付行為について評価・検討を行うための期間を設け、③かかる期間が経過した後大規模買付行為が開始される、というものです。具体的には、以下のとおりです。

(1) 大規模買付情報の提供

大規模買付者には、まず、当社取締役会宛に大規模買付者の、①名称及び住所、②設立準拠法、③代表者の氏名、④国内連絡先、⑤提案する大規模買付行為の概要、⑥現に保有する当社株式の数及び今後取得予定の当社株式の数、及び⑦大規模買付ルールに従う旨の誓約を記載した「意向表明書」をご提出いただきます。

当社取締役会は、この意向表明書の受領後5営業日以内に、当初提供していただくべき大規模買付情報のリストを大規模買付者に交付します。大規模買付情報の具体的な内容は、大規模買付者の属性、大規模買付行為の目的及び内容によって異なりますが、一般的な項目の一部は以下のとおりです。

- ① 大規模買付者及びそのグループ（共同保有者、特別関係者、及びファンドの場合は各組員その他の構成員）の詳細（具体的な名称、資本構成、事業内容、財務内容等を含むものとします。）
- ② 大規模買付行為の目的、方法及び内容（買付対価の価額・種類、買付期間、関連する取引の仕組み、買付方法の適法性、買付実行の実現可能性等を含むものとします。）
- ③ 大規模買付行為に係る特定株主グループ（大規模買付者を含むものとします。）の保有株式の数
- ④ 買付価格の算定根拠（算定の前提となる事実・仮定、算定方法、算定に用いた数値情報及び買付けに係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容。そのうち少数株主に対して分配されるシナジーの内容を含むものとします。）

- ⑤ 買付資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含むものとします。）の具体的な名称、調達方法、関連する取引の内容を含むものとします。）
- ⑥ 大規模買付行為後に意図する当社グループの経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策等
- ⑦ 大規模買付行為後における、大規模買付者のグループ内における当社グループの役割
- ⑧ 大規模買付行為後の当社グループの取引先、顧客、地域関係者、従業員及びその他の利害関係者への対応方針

なお、当初提供していただいた情報だけでは大規模買付情報として不十分と考えられる場合には、十分な大規模買付情報が揃うまで追加的に情報を提供していただくことがあります。

また、大規模買付行為の提案があった事実及び当社取締役会に提供された大規模買付情報は、当社株主の皆様の判断のために必要であると認められる場合には、当社取締役会が適切と判断する時点で、その全部又は一部を公表いたします。

（２） 当社取締役会による評価・検討

当社取締役会は、大規模買付行為の評価・検討の難易度に応じて、大規模買付者が当社取締役会に対して大規模買付情報の提供を完了した後、60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付けの場合）、又は90日間（その他の大規模買付行為の場合）を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として確保されるべきものと考えます。

取締役会評価期間中、当社取締役会は、特別委員会に対して対抗措置の発動の是非について諮問するとともに、適宜必要に応じて弁護士、フィナンシャル・アドバイザー等の外部専門家の助言を得ながら、提供された大規模買付情報を十分に評価・検討し、当社取締役会としての意見を取りまとめ、特別委員会の勧告と合わせて大規模買付者に通知するとともに、公表いたします。また、必要に応じて、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として株主の皆様へ代替案を提示することもあります（特別委員会につきましては、下記4. をご参照ください）。

当社取締役会が、取締役会評価期間内に意見の公表、条件の改善、代替案の提示又は下記「3. 大規模買付行為がなされた場合の対応方針」に定める対抗措置を講じるか否かの判断を行うに至らない場合には、必要な範囲で取締役会評価期間を延長することができるものとします。この場合、当社取締役会は、取締役会評価期間の延長を必要とする理由、延長期間、その他適切と思われる事項について、大規模買付者に通知するとともに速やかに情報開示を行います。

大規模買付行為は、取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるものとします。

3. 大規模買付行為がなされた場合の対応方針

(1) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社の企業価値及び株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権無償割当て等、会社法その他の法令及び当社定款が当社取締役会の権限として認める措置（以下「対抗措置」といいます。）をとり、大規模買付行為に対抗することがあります。具体的な対抗措置については、その時点で相当と認められるものを選択することとなります。

当社取締役会が具体的な対抗措置として新株予約権無償割当てを行う場合の概要は、別紙1記載のとおりとします。なお、新株予約権無償割当てを行う場合には、対抗措置としての効果を勘案した行使期間、行使条件及び取得条項を設けることがあります。

(2) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、反対意見の表明、代替案の提示、株主の皆様への説得等を行うにとどめ、原則として、大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、当社株主の皆様において、当該買付提案の内容及びそれに対する当社取締役会の意見、代替案等をご考慮のうえ、ご判断いただくこととなります。

但し、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が当社の企業価値又は株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、当社取締役会は、当社の企業価値及び株主共同の利益を守ることを目的として、対抗措置を発動することがあります。具体的には、以下①～⑨の類型に該当すると認められる場合には、原則として、大規模買付行為が当社の企業価値又は株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合に該当するものと考えます。

- ① 真に当社の経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価を吊り上げて、高値で株式を当社又は当社関係者に引き取らせる目的で当社株式の買付けを行っていると判断される場合。（いわゆるグリーンメーラー）
- ② 当社の経営を一時的に支配して、当社又は当社グループ会社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を大規模買付者やそのグループ会社等に移譲させるなどの目的で当社株式の買付けを行っていると判断される場合。
- ③ 当社の経営を支配した後に、当社又は当社グループ会社の資産を大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的で当社株式の買付けを行っていると判断される場合。

- ④ 当社の経営を一時的に支配して、当社又は当社グループ会社の事業に当面関係していない不動産、有価証券など高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、あるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って、当社株式の高価売り抜けをする目的で当社株式の買付けを行っているかと判断される場合。
- ⑤ 大規模買付者の提案する当社株式の買付条件（買付対価の価額・種類、内容、時期、方法、違法性の有無、実現可能性等）が、当社の企業価値に照らして著しく不十分又は不適切なものであると合理的な根拠をもって判断される場合。
- ⑥ 大規模買付者の提案する当社株式の買付方法が、強圧的二段階買収（最初の買付けで全株式の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等を行うことをいう。）など、株主の判断の機会又は自由を制約し、事実上、株主に当社株式の売却を強要するおそれがあると判断される場合（但し、部分的公開買付けであることをもって当然にこれに該当するものではない。）。
- ⑦ 大規模買付者による支配権取得により、当社株主はもとより、顧客、従業員その他の利害関係者との関係を含む当社の企業価値の毀損が予想されるか、若しくは当社の企業価値の維持及び向上を著しく妨げるおそれがあると合理的な根拠をもって判断される場合。
- ⑧ 中長期的な観点において、大規模買付者が支配権を取得した場合の当社の将来の企業価値が、当該大規模買付者が支配権を取得しない場合の当社の将来の企業価値と比較して著しく劣後すると合理的な根拠をもって判断される場合。
- ⑨ 公序良俗の観点から、大規模買付者が当社の支配株主として不適切であると合理的な根拠をもって判断される場合。

(3) 対抗措置発動の停止等について

大規模買付行為に対して、当社取締役会が具体的な対抗措置を講じることを決定した後、大規模買付者が大規模買付行為の撤回又は変更を行った場合のほか、対抗措置の発動が適切でないと当社取締役会が判断し、かつ対抗措置の発動により生ずる株主の皆様の権利の確定前である場合には、当社取締役会は、特別委員会の意見又は勧告を十分尊重したうえで、対抗措置の発動の停止又は変更等を行うことがあります。

逆に、大規模買付行為に対して、当社取締役会が対抗措置の発動をしないことを決定した後であっても、当該大規模買付行為が当社の企業価値又は株主共同の利益を著しく損なうと判断される状況となった場合には、当社取締役会は、当社の企業価値及び株主共同の利益を守ることを目的として、特別委員会の勧告を最大限尊重し、当該大規模買付行為に対する対抗措置を発動することがあります。

4. 対抗措置の公正さを担保するための手続

(1) 特別委員会の設置

大規模買付ルールが遵守されたか否か、並びに大規模買付ルールが遵守された場合であっても、当社の企業価値及び株主共同の利益を守ることを目的とした対抗措置をとるか否かについては、当社取締役会が最終的判断を行います。当社取締役会は、大規模買付ルールを適正に運用し、当社取締役会の判断の合理性、公正性を確保するために、当社取締役会から独立した組織として、特別委員会を設置いたします。その概要につきましては、別紙2をご参照ください。

(2) 対抗措置発動時の手続

当社取締役会が対抗措置を発動する際には、弁護士、フィナンシャル・アドバイザー等の外部専門家の助言を得ながら、大規模買付者から提供を受けた大規模買付情報に基づいて、当該大規模買付行為の具体的内容や、当該大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益に与える影響等を検討するものとします。

また、当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、その判断の公正さを担保するために特別委員会に対し対抗措置の発動の是非について諮問し、特別委員会はこの諮問に基づき、当社取締役会に対し対抗措置の発動の是非について勧告を行います。当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断に際して、特別委員会の勧告を最大限尊重するものとします。

5. 株主及び投資家の皆様に与える影響等

(1) 大規模買付ルールが株主・投資家の皆様に与える影響等

大規模買付ルールは、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見の提供、さらには、必要に応じて当社株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を保証することを目的としています。これにより、当社株主の皆様は、十分な情報の下で、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をしていただくことが可能となります。

従いまして、大規模買付ルールの設定は、当社株主及び投資家の皆様が適切な投資判断を行ううえでの前提となるものであり、当社株主及び投資家の皆様の利益に資するものであると考えております。

なお、上記3.に記載したとおり、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守するか否かにより大規模買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、当社株主及び投資家の皆様におかれましては、大規模買付者の動向及びそれに対する当社の対応にご注意ください。

(2) 対抗措置発動時に株主及び投資家の皆様に与える影響

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合及び大規模買付ルールを遵守した場合であっても、当該大規模買付行為が当社の企業価値又は株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、当社取締役会は、当社の企業価値及び株主共同の利益を守ることを目的として、対抗措置をとることがありますが、当該対抗措置の仕組上、大規模買付者以外の株主の皆様が法的権利又は経済的側面において格別の損失を被るような事態は想定しておりません。当社取締役会が具体的な対抗措置をとることを決定した場合には、法令及び金融商品取引所規則等に従って、適時適切な公表を行います。

従いまして、大規模買付ルールを遵守しない大規模買付者及び当社の企業価値又は株主共同の利益を著しく損なう大規模買付行為を行おうとする大規模買付者については、対抗措置が講じられた場合において、結果的にその法的権利又は経済的側面において不利益が発生する可能性があります。本プランの公表は、大規模買付者が大規模買付ルールに違反することがないように予め注意を喚起するものです。

また、特別委員会の意見又は勧告を受けて、当社取締役会が対抗措置の発動の停止を対抗措置の発動により生ずる株主の皆様の権利の確定前に行う場合には、1株当たりの株式の価値の希釈化は生じませんので、対抗措置の発動に係る権利落ち日以降に当社株式の価値の希釈化が生じることを前提に売買を行った株主又は投資家の皆様は、株価の変動により不測の損害を被る可能性があります。

(3) 対抗措置発動に伴って株主の皆様に必要な手続

対抗措置として行う新株予約権無償割当ては、別途当社取締役会が決定し公告する割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された当社株主の皆様に対して行います。また、新株予約権を行使して株式を取得するためには、所定の期間内に一定の金額の払込みを完了していただく必要があります。但し、取得条項付新株予約権の無償割当てがなされる場合には、当社が取得の手続をとることにより、株主の皆様は行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による当該新株予約権の取得の対価として当社株式を受領することとなります。なお、この場合、当社が新株予約権の取得の対価として株式を交付するため、振替株式を記録するための振替口座の情報の提供をお願いすることがあります。これらの手続の詳細につきましては、実際に新株予約権無償割当てを行うこととなった際に、法令及び金融商品取引所規則等に基づき別途お知らせいたします。

6. 本プランの有効期間及び継続・変更等の手続

本プランの有効期間は、平成23年6月29日開催の第80回定時株主総会の終結の時から、2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとし、以後、2年毎の定時株主総会前に開催される当社取締役会において、本プランを継続するか否かを検討し、継続することを決定した場合、その年の定時株主総会において議案としてお諮りすることにより、継続の可否につき、株主の皆様のご意向を確認させていただきます。

また、当社取締役会は、会社法及び金融商品取引法等の関係法令の整備・改正等を踏まえ、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上の観点から、必要に応じて本プランを見直してまいりたいと考えております。本プランの変更が必要と判断した場合は、その都度、直近で開催される定時株主総会においてその変更内容につき議案としてお諮りすることにより、株主の皆様のご意向を確認させていただきます。

なお、本プランの有効期限前であっても、株主提案権を持つ当社株主の皆様は、会社法の定めに従い、本プランの廃止を株主総会の目的とすることを請求することができます。

7. 本プランの廃止

本プランの導入後、有効期限前であっても、次のいずれかに該当する場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

- ① 当社の株主総会において、本プランの導入又は継続の議案が承認されなかった場合、あるいは本プランを廃止する旨の議案が承認された場合。
- ② 当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合。

IV. 本プランが会社支配に関する基本方針に沿うものであり、株主共同の利益を損なうものではないこと、会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと及びその理由

1. 本プランが会社支配に関する基本方針に沿うものであること

本プランは、大規模買付ルールの内容、大規模買付行為がなされた場合の対応方針、特別委員会の設置、株主及び投資家の皆様に与える影響等を規定するものです。

本プランは、大規模買付者が大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供すること、及び当社取締役会のための一定の評価期間が経過した後にはのみ当該大規模買付行為を開始することを求め、これを遵守しない大規模買付者に対して当社取締役会が対抗措置を講じることがあることを明記しております。

また、大規模買付ルールを遵守した場合であっても、大規模買付者の大規模買付行為が当社の企業価値又は株主共同の利益を著しく損なうものと当社取締役会が判断した場合には、かかる大規模買付者に対して当社取締役会は当社の企業価値及び株主共同の利益を守るために適切と考える対抗措置を講じることがあることを明記しております。

このように本プランは、会社支配に関する基本方針の考え方に沿って設計されたものであるといえます。

2. 本プランが当社株主の共同の利益を損なうものではないこと

上記Ⅰ．に記載したとおり、会社支配に関する基本方針は、当社の株主共同の利益を尊重することを前提としています。本プランはかかる会社支配に関する基本方針の考え方に沿って設計され、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や当社取締役会の意見の提供、代替案の提示を受ける機会を保証することを目的としております。本プランによって、当社株主及び投資家の皆様は適切な投資判断を行うことができますので、本プランは当社の株主共同の利益を損なうものではなく、むしろその利益に資するものであると考えます。

さらに、本プランの継続につきましては、定時株主総会において株主の皆様のご承認を得ることとしておりますので、本プランは当社の株主共同の利益を損なわないものと考えております。

3. 本プランが当社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

本プランは、大規模買付行為に応じるか否かは、最終的には当社株主の皆様判断に委ねられるべきことを大原則としつつ、当社の企業価値及び株主共同の利益を守るために必要な範囲で大規模買付ルールの設定や対抗措置の発動を行うものです。本プランは当社取締役会が対抗措置を発動する場合を事前にかつ詳細に開示しており、当社取締役会による対抗措置の発動は、かかる本プランの規定に従って行われます。

また、大規模買付行為に関して、当社取締役会が評価・検討、取締役会の意見の提供、代替案の提示及び大規模買付者との交渉を行い、又は対抗措置を発動する際には、外部専門家等の助言を得るとともに、当社の業務執行を行う経営陣から独立している委員で構成される特別委員会へ諮問し、同委員会の勧告を最大限尊重するものとしています。このように本プランには、当社取締役会による適正な運用を担保するための手続も盛り込まれておりますことから、本プランが当社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

- (注1) 特定株主グループとは、(i) 当社の株券等(金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。)の保有者(同法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。)及びその共同保有者(同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。)又は(ii)当社の株券等(同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。)の買付け等(同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。)を行う者及びその特別関係者(同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。)を意味します。
- (注2) 議決権割合とは、特定株主グループの具体的な買付方法に応じて、(i) 特定株主グループが(注1)の(i)記載の場合は、当該保有者の株券等保有割合(同法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数(同項に規定する保有株券等の数をいいます。)も加算するものとします。)又は(ii)特定株主グループが(注1)の(ii)記載の場合は、当該大規模買付者及び当該特別関係者の株券等保有割合(同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。)の合計をいいます。各株券等保有割合の算出に当たっては、総議決権の数(同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。)及び発行済株式の総数(同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。)は有価証券報告書、四半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直前に提出されたものを参照することができるものとします。
- (注3) 株券等とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。以下同じとします。

新株予約権無償割当てを行う場合の概要

1. 新株予約権無償割当てに関する事項の決定

① 新株予約権の内容及び数

新株予約権の内容は下記2. の記載に基づくものとし、新株予約権の数は当社取締役会で定める割当期日（以下「割当期日」という。）における当社の最終の発行済株式総数（但し、当社の有する当社株式の数を控除する。以下同じ。）と同数とする。

② 新株予約権の割当ての対象となる株主及びその割当方法

割当期日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その保有する当社普通株式1株につき新株予約権1個の割合で、新株予約権を割り当てる。

③ 新株予約権無償割当ての効力発生日

当社取締役会が別途定める日とする。

2. 新株予約権の内容

① 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数（以下「対象株式数」という。）は原則として1株とする。但し、当社が株式の分割又は株式の併合を行う場合には、所要の調整を行うものとする。

② 新株予約権の行使に際して出資される財産及びその価額

新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その当社株式1株当たりの価額は1円以上で当社取締役会が定める額とする。

③ 新株予約権の行使期間

新株予約権無償割当ての効力発生日又は当社取締役会が別途定める日を初日とし、1ヶ月間から3ヶ月間までの範囲で当社取締役会が別途定める期間とする。但し、新株予約権の取得がなされる場合は取得日の前営業日までとする。

④ 新株予約権の行使条件

大規模買付者を含む特定株主グループに属する者等に行使を認めないこと等を新株予約権の行使条件として定める場合がある。詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。

⑤ 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要する。

⑥ 当社による新株予約権の取得

大規模買付者を含む特定株主グループに属する者等以外の者が保有する新株予約権を当社が取得し、新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付することができること等を新株予約権の取得条項として定めることがある。詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。

⑦ その他

その他必要な事項については、当社取締役会において別途定めるものとする。

(別紙2)

特別委員会規則（概要）

1. 特別委員会の設置及び委員の選任、解任

- ①特別委員会は、当社取締役会の決議により設置する。
- ②特別委員の人数は3名以上とする。
- ③特別委員は、当社社外監査役、弁護士、税理士、公認会計士、学識経験者、投資銀行業務に精通している者又は取締役等役員として経験のある社外者の中から選任する。
- ④特別委員の選任及び解任は当社取締役会の決議により行う。

2. 特別委員の任期

特別委員の最初の任期は、選任の日以後、最初に開催される当社定時株主総会終結の時までとする。当該定時株主総会にて、当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（本プラン）に係る議案が承認された場合、特別委員の任期は、当該定時株主総会の日から2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時まで延長されるものとし、その後も同様とする。但し、当社取締役会の決議により特段の定めをした場合は、この限りではない。

3. 特別委員会の権限

- ①特別委員会は、本プランの発動の是非について、大規模買付者から提供された大規模買付情報、当社取締役会の意見及び代替案、並びに独立した第三者の助言等を基に検討のうえ決議し、当社取締役会に対して勧告するものとする。
- ②特別委員会は、大規模買付者から提供された大規模買付情報で、検討に必要な情報が不足していると判断したときは、大規模買付者に対して情報の補完を請求するよう当社取締役会に求めることができる。
- ③特別委員会は、当社取締役会による意見及び代替案で、検討に必要な情報が不足していると判断したときは、当社取締役会に対して情報の補完を求めることができる。
- ④特別委員会は、上記①～③のほか、大規模買付行為に関して当社取締役会から諮問を受けた事項について、当社取締役会に対して意見を述べ又は勧告することができる。

4. 第三者の助言

特別委員会は、必要に応じて、当社の費用で、独立した第三者（フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタント等の専門家を含む。）の助言を得ることができる。

5. 特別委員会の決議

特別委員会の決議は、特別委員会を構成する委員の全員が出席し、その過半数をもってこれを行うものとする。但し、疾病その他やむを得ない事由により出席できない委員が存在する場合には、他の委員の承認のうえ、当該委員を除く委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行うものとする。

特別委員会の委員の略歴

(五十音順)

氏名 (生年月日)	略歴
し みず とし ゆき 清水 俊 行 (昭和 22 年 2 月 15 日生)	昭和45年11月 監査法人朝日会計社（現有限責任あずさ監査法人）入社 昭和49年 3 月 公認会計士登録 昭和62年 8 月 監査法人朝日新和会計社（現有限責任あずさ監査法人）社員 平成10年 8 月 朝日監査法人（現有限責任あずさ監査法人）代表社員 平成13年 1 月 防衛調達審議会委員 平成15年 6 月 朝日監査法人（現有限責任あずさ監査法人）退社 平成15年 7 月 清水公認会計士事務所開設、現在に至る 平成19年 5 月 当社特別委員会委員に就任、現在に至る 平成23年 6 月 ニチバン株式会社社外監査役、現在に至る
はたけ やま まさ あき 島 山 正 誠 (昭和 23 年 2 月 18 日生)	昭和46年 7 月 日本鋼管株式会社（現 J F E ホールディングス株式会社）入社 昭和48年 2 月 同社退社 昭和56年 4 月 弁護士登録（東京弁護士会） 篠崎芳明法律事務所（現篠崎・進士法律事務所）弁護士 平成元年 4 月 千代田区建築審査会委員 平成 3 年 1 月 松枝飯島島山藤原法律事務所（現東京虎ノ門法律事務所）パートナー弁護士 平成17年 8 月 東京公園法律事務所開設、現在に至る 平成20年 6 月 当社監査役、現在に至る 同特別委員会委員に就任、現在に至る 平成22年 6 月 日本ケミファ株式会社社外取締役、現在に至る
もち づき まさ ひろ 望 月 眞 宏 (昭和 22 年 5 月 19 日生)	昭和45年 4 月 新日本製鐵株式会社（現新日鐵住金株式会社）入社 昭和62年 6 月 同社広畑製鐵所工程業務部製品工程室長 昭和63年 6 月 東日本旅客鉄道株式会社出向 平成 4 年 9 月 日本貨物鉄道株式会社出向 平成 6 年10月 東京テレメッセージ株式会社出向 平成10年11月 日本検査株式会社出向 平成14年 6 月 新日本製鐵株式会社（現新日鐵住金株式会社）退職 日本検査株式会社取締役総務部長 平成18年 6 月 同社常務取締役総務部長 平成22年 6 月 同社常務取締役退任 平成23年 6 月 当社監査役、現在に至る 同特別委員会委員に就任、現在に至る

(注) 島山正誠及び望月眞宏の両氏は、当社の社外監査役であります。

(注) 本事業報告中の記載金額および株数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(平成25年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	43,783	流動負債	12,649
現金及び預金	16,315	支払手形及び買掛金	4,102
受取手形及び売掛金	13,740	短期借入金	2,451
有価証券	3,982	リース債務	163
商品及び製品	4,647	未払金	1,632
仕掛品	704	未払法人税等	1,078
原材料	2,481	未払消費税等	217
繰延税金資産	1,043	繰延税金負債	22
その他の	870	賞与引当金	1,354
貸倒引当金	△3	役員賞与引当金	64
固定資産	40,056	製品品質保証対応引当金	144
有形固定資産	18,514	その他の	1,418
建物及び構築物	6,719	固定負債	7,405
機械装置及び運搬具	1,593	長期借入金	100
土地	7,792	リース債務	282
リース資産	445	再評価に係る繰延税金負債	550
建設仮勘定	1,305	退職給付引当金	5,968
その他の	657	役員退職慰労引当金	288
無形固定資産	221	資産除去債務	26
投資その他の資産	21,319	負ののれん	45
投資有価証券	16,732	その他の	142
長期貸付金	646	負債合計	20,055
繰延税金資産	2,195	純資産の部	
その他の	1,756	株主資本	65,486
貸倒引当金	△11	資本金	12,367
資産合計	83,839	資本剰余金	10,517
		利益剰余金	42,697
		自己株式	△96
		その他の包括利益累計額	△2,006
		その他有価証券評価差額金	226
		土地再評価差額金	△2,228
		為替換算調整勘定	△4
		少数株主持分	304
		純資産合計	63,784
		負債・純資産合計	83,839

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(自 平成24年4月1日
至 平成25年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		57,570
売上原価		35,440
売上総利益		22,130
販売費及び一般管理費		18,104
営業利益		4,026
営業外収益		
受取利息	150	
受取配当金	118	
受取貸付料	43	
負債のれん償却額	16	
為替差益	294	
デリバティブ評価益	82	
その他	84	790
営業外費用		
支払利息	40	
支開買付費用	33	
その他	80	155
経常利益		4,661
特別利益		
負債のれん発生益	86	
製品品質保証対応引当金戻入益	122	208
特別損失		
固定資産廃棄損	108	
投資有価証券評価損	469	
減損損失	19	
投資有価証券売却損	102	698
税金等調整前当期純利益		4,171
法人税、住民税及び事業税	1,922	
法人税等調整額	△277	1,645
少数株主損益調整前当期純利益		2,525
少数株主利益		35
当期純利益		2,490

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(自 平成24年 4月 1日)
(至 平成25年 3月 31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
平成24年 4月 1日 残高	12,367	10,517	42,494	△89	65,290
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当	-	-	△1,814	-	△1,814
当期純利益	-	-	2,490	-	2,490
自己株式の取得	-	-	-	△6	△6
土地再評価差額金取崩額	-	-	△472	-	△472
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	-	-	-	-	-
連結会計年度中の変動額合計	-	-	203	△6	196
平成25年 3月 31日 残高	12,367	10,517	42,697	△96	65,486

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

(単位：百万円)

	その他の包括利益累計額				少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差 額 金	為 替 換 算 調 整 勘 定	その他の包 括利益累計 額 合 計		
平成24年 4月 1日 残高	△409	△2,701	△684	△3,795	1,228	62,722
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当	-	-	-	-	-	△1,814
当期純利益	-	-	-	-	-	2,490
自己株式の取得	-	-	-	-	-	△6
土地再評価差額金取崩額	-	-	-	-	-	△472
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	636	472	680	1,789	△924	865
連結会計年度中の変動額合計	636	472	680	1,789	△924	1,061
平成25年 3月 31日 残高	226	△2,228	△4	△2,006	304	63,784

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の数 24 社

主要な連結子会社名

(株)カワムラサイクル、マックスファスニングシステムズ(株)、マックスエンジニアリング&サービスファクトリー(株)、埼玉マックス(株)、MAX(THAILAND)CO.,LTD.、MAX FASTENERS(M)SDN.BHD.

② 非連結子会社の数 3社

非連結子会社名

マックスビジネスサービス(株)、マックス技研(株)、マックスエンジニアリング(株)

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社3社はいずれも当連結会計年度においては小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結計算書類に与える影響が軽微なため連結の範囲より除いております。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した関連会社数

該当する関連会社はありません。

② 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社のうち主要な会社等の名称

マックスビジネスサービス(株)、マックス技研(株)、マックスエンジニアリング(株)

持分法を適用しない理由

持分法を適用していない会社はいずれも小規模であり、合計の当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結計算書類に与える影響が軽微なため持分法の範囲より除いております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、海外子会社の決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成に当たっては、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しております。

なお、国内子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計処理基準に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

1) 有価証券

その他有価証券

・時価のあるもの 連結決算末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

・時価のないもの 移動平均法による原価法

なお、売買目的有価証券及び満期保有目的の債券は所有していません。

2) たな卸資産

主として総平均法に基づく原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

3) デリバティブ取引

時価法を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

1) 有形固定資産(賃貸不動産を含みリース資産を除く)

主に定率法を採用しています。ただし当社及び国内連結子会社は平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)は定額法によっております。

なお、耐用年数及び残存価額については法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更)

当社及び国内連結子会社は、法人税法の改正に伴い、当連結会計年度より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。

これにより、従来の方法に比べて、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響は軽微であります。

2) 無形固定資産

当社及び国内連結子会社においては、定額法を採用しております。なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。ただし、自社利用のソフトウェアについては社内における見込利用可能期間(5年)に基づく定額法、市場販売目的のソフトウェアについては見込販売数量に基づく償却額と残存有効期間(3年以内)に基づく均等配分額とを比較し、いずれか大きい額を計上しております。

3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

1) 貸倒引当金

当社及び連結子会社においては、債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、また、破産更生債権等については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

2) 賞与引当金

当社及び連結子会社においては、従業員に対する賞与の支給に充てるため、当連結会計年度に見合う支給見込額に基づき計上しております。

3) 役員賞与引当金

当社においては、役員に対する賞与の支給に充てるため、当連結会計年度に見合う支給見込額に基づき計上しております。

4) 製品品質保証対応引当金

当社が社外から購入した部品の一部に品質不良があり、これを使用して製造した製品の市場対応の履行による損失の発生に備えるため、合理的な見積り額を製品品質保証対応引当金として計上しております。

5) 退職給付引当金

当社及び連結子会社においては、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。なお、数理計算上の差異については、発生の翌連結会計年度より5年にわたり定額法で費用処理しております。また、過去勤務債務については、発生年度より5年にわたり定額法で費用処理しております。

6) 役員退職慰労引当金

当社及び国内連結子会社においては、役員退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額2億3千8百万円並びに、執行役員退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額5千万円を含めて計上しております。

④ のれんの償却方法及び償却期間

定額法(償却年数は20年以内のその効果が及ぶ期間)により償却しております。なお、「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成20年12月26日)適用前に発生した負ののれんについては主に20年間の定額法により償却しております。

⑤ その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税については、税抜方式によっております。

2.会計上の見積りの変更に関する注記

従来、当社は特定のクレーム費用の発生に備えるため、当該費用の発生額を個別に見積もって製品品質保証対応引当金を計上していましたが、相当程度の回収の進捗に伴い、より精緻な見積りが可能となったため、見積りの変更を行いました。

これに伴い、当連結会計年度において、従前の見積り金額と今回の見積り金額との差額を特別利益として認識しました。

これにより、当連結会計年度の税金等調整前当期純利益は1億2千2百万円増加しています。

3.連結貸借対照表に関する注記

(1) 受取手形割引高 742 百万円

輸出手形割引高 14 百万円

(2) 当連結会計年度末日満期手形の処理

当連結会計年度末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。なお、当連結会計年度末日が金融機関の休日であったため、次の当連結会計年度末日満期手形が当連結会計年度末残高に含まれております。

受取手形 82 百万円

割引手形 190 百万円

(3) 有形固定資産の減価償却累計額 45,834 百万円

(4) 投資その他の資産の減価償却累計額 296 百万円

(5) 土地再評価差額金

当社は、土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

・再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める固定資産税評価額に基づき合理的な調整を行って算出しております。

・再評価を行った年月日

平成14年3月31日

再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額は、次のとおりであります。

土地	△2,306 百万円
投資その他の資産のその他に含まれる土地	△238 百万円

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数

普通株式 50,500,626 株

(2) 配当金に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成 24 年 6 月 28 日 定時株主総会	普通株式	1,814	36	平成 24 年 3 月 31 日	平成 24 年 6 月 29 日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの
平成25年6月27日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を
次のとおり提案しております。

- | | |
|-------------|------------|
| 1) 配当金の総額 | 1,814 百万円 |
| 2) 1株当たり配当額 | 36円 |
| 3) 基準日 | 平成25年3月31日 |
| 4) 効力発生日 | 平成25年6月28日 |

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については一時的な余資は短期的な預金等に限定し、これを上回る余資が生ずる場合には主に有価証券(債券)に投資しております。調達につきましては、銀行等金融機関からの借入れにより行っています。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規定に沿ってリスク低減を図っております。また、有価証券及び投資有価証券は主として債券及び株式であり、四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金の使途は主に運転資金(短期)及び設備投資資金(長期)であります。

デリバティブは、内部管理規程に従い、実需の範囲で行うこととしております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成25年3月31日(当期の連結決算日)における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません((注2)を参照ください)。

(単位:百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
①現金及び預金	16,315	16,315	-
②受取手形及び売掛金	13,740	13,740	-
③有価証券及び投資有価証券	20,292	20,292	-
1)その他有価証券	20,292	20,292	-
④長期貸付金	646	696	49
資産計	50,995	51,045	49
⑤支払手形及び買掛金	4,102	4,102	-
⑥短期借入金	2,451	2,451	-
⑦未払金	1,632	1,632	-
負債計	8,186	8,186	-

(注1)金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

①現金及び預金、並びに②受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

③有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格により、債券は取引金融機関から提示された価格によっております。なお、有価証券はその他有価証券として保有しております。

④長期貸付金

長期貸付金の時価の算定は、一定の期間ごとに分類し、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算出しております。

負債

⑤支払手形及び買掛金、⑥短期借入金、並びに⑦未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2)非上場株式及び非上場関係会社株式(連結貸借対照表計上額4億2千2百万円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「③有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

6. 賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産につきましては、賃貸等不動産総額に重要性が乏しいため注記を省略しております。

7.1株当たり情報に関する注記

- ・ 1株当たり純資産額 1,259 円 41 銭
- ・ 1株当たり当期純利益 49 円 41 銭

8.その他の注記

(1) 退職給付会計

① 採用している退職給付制度の概要

親会社においては、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度、退職一時金制度を設けております。国内連結子会社では、退職一時金制度があります。

そのうち、9社では中小企業退職金共済制度又は特定退職金共済制度、1社では総合設立型厚生年金基金制度に加入しております。

② 退職給付債務に関する事項

1) 退職給付債務	△25,520 百万円
(内訳)	
2) 未認識数理計算上の差異	4,397 百万円
3) 過去勤務債務	△688 百万円
4) 年金資産	15,842 百万円
5) 退職給付引当金	△5,968 百万円

(注)国内連結子会社は、退職給付債務の算定に当たり、簡便法を採用しております。

③ 退職給付費用に関する事項

1) 勤務費用	732 百万円
2) 利息費用	414 百万円
3) 期待運用収益額	△276 百万円
4) 従業員拠出額	△46 百万円
5) 数理計算上の差異の費用処理額	1,173 百万円
6) 過去勤務債務の費用処理額	△275 百万円
7) 退職給付費用	1,722 百万円

(注)簡便法を採用している連結子会社の退職給付費用は、「1)勤務費用」に計上しております。

(2) 企業結合

共通支配下の取引等

① 取引の概要

1) 対象となった企業の名称及び事業の内容

結合当事企業の名称:株式会社カワムラサイクル

事業の内容:車いすを中心とする福祉用具の製造販売

2) 企業結合日

平成25年1月17日

3) 企業結合の法的形式

公開買付けにより子会社株式を追加取得する形式

4) 結合後企業の名称

株式会社カワムラサイクル

5) その他の取引の概要に関する事項

当社は、平成24年11月21日から平成25年1月9日までを期間として株式会社カワムラサイ

クルの公開買付けを実施し、平成25年1月17日に応募株券等の総数7,458株を買い付けました。この結果、当社は株式会社カワムラサイクル普通株式23,980株を保有し、当社による株式会社カワムラサイクルの所有株式数の割合は93.77%(平成25年3月31日現在の総株主の所有株式数に対する割合)となりました。

当該取引によって、意思決定及び戦略実行のスピードを高めること、上場維持コストの軽減を図ること、及び親子上場に係る潜在的な利益相反問題の可能性を控除することが可能となり、当社と株式会社カワムラサイクル双方において様々なメリットを享受することができます。そして、こうしたメリットにより当社と株式会社カワムラサイクルとの更なる事業シナジーを実現することこそが、株式会社カワムラサイクルを含む当社グループの一層の企業価値向上につながるものと考え、株式会社カワムラサイクルの完全子会社化を目的として実施したものです。

② 実施した会計処理の概要

当該公開買付けによる子会社株式の追加取得は、「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成20年12月26日)及び「企業結合に関する会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日)に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

③ 子会社株式の追加取得に関する事項

1) 取得原価及びその内訳

取得の対価	追加取得に伴い支出した現金	783百万円
取得に直接要した費用	アドバイザー費用等	90百万円
取得原価		874百万円

2) 発生した負ののれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

・負ののれん

86百万円

・発生原因

追加取得により減少する少数株主持分が取得原価合計を上回ったため。

・償却方法及び償却期間

当連結会計年度に全額償却しております。

連結計算書類に係る会計監査人監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成25年5月9日

マックス株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	富	永	貴	雄	Ⓜ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	内	田	正	美	Ⓜ

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、マックス株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、マックス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

貸借対照表

(平成25年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	36,890	流動負債	11,647
現金及び預金	12,659	買掛金	3,752
受取手形	1,361	短期借入金	1,900
売掛金	11,958	未払金	146
有価証券	3,972	未払法人税等	1,258
商品及び製品	3,395	未払り	970
仕掛品	467	預り証	1,375
原材料	1,548	賞与引当金	693
前払費用	146	役員賞与引当金	986
繰延税金資産	718	製品品質保証引当金	64
短期貸付金	243	その他	144
未収入金	243	固定負債	6,460
その他	178	長期借入金	100
貸倒引当金	△2	繰上り	235
		再評価に係る繰延税金負債	550
固定資産	42,893	退職給付引当金	5,253
有形固定資産	14,381	役員退職慰労引当金	281
建物	5,158	資産除去費	14
構築物	239	その他	25
機械及び装置	984	負債合計	18,107
車両運搬具	9		
工具器具備品	332	純資産の部	
土地区画地産	6,731	株主資本	63,687
建設仮勘定	382	資本金	12,367
無形固定資産	137	資本剰余金	10,517
投資その他の資産	28,374	資本準備金	10,517
投資有価証券	16,608	利益剰余金	40,897
関係会社株	7,335	利益準備金	3,091
長期貸付金	944	その他利益剰余金	37,805
貸付不動産	864	土地圧縮積立金	121
不動産賃借保証	164	償却資産圧縮積立金	60
繰延税金資産	1,829	別途積立金	33,770
その他	634	繰越利益剰余金	3,853
貸倒引当金	△7	自己株式	△96
		評価・換算差額等	△2,011
資産合計	79,784	その他有価証券評価差額金	217
		土地再評価差額金	△2,228
		純資産合計	61,676
		負債・純資産合計	79,784

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(自 平成24年 4月 1日
至 平成25年 3月 31日)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売 上 高		52,873
売 上 原 価		33,928
売 上 総 利 益		18,944
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		15,403
営 業 利 益		3,541
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	775	
受 取 賃 貸 料	36	
為 替 差 益	253	
そ の 他	26	1,093
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	42	
そ の 他	61	104
経 常 利 益		4,530
特 別 利 益		
製 品 品 質 保 証 対 応 引 当 金 戻 入 益	120	120
特 別 損 失		
固 定 資 産 廃 棄 損	102	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	469	
投 資 有 価 証 券 売 却 損	102	
減 損 損 失	8	682
税 引 前 当 期 純 利 益		3,968
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	1,656	
法 人 税 等 調 整 額	△178	1,478
当 期 純 利 益		2,490

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自 平成24年 4月 1日
至 平成25年 3月 31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本		
	資 本 金	資 本 剰 余 金	
		資本準備金	資本剰余金合計
平成24年 4月 1日 残高	12,367	10,517	10,517
事業年度中の変動額			
償却資産圧縮積立金の取崩額	-	-	-
剰余金の配当	-	-	-
当期純利益	-	-	-
自己株式の取得	-	-	-
土地再評価差額金取崩額	-	-	-
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	-	-	-
事業年度中の変動額合計	-	-	-
平成25年 3月 31日 残高	12,367	10,517	10,517

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

(単位：百万円)

	株 主 資 本							自己株式	株主資本合計
	利 益 剰 余 金								
	利益準備金	その他利益剰余金					利益剰余金合計		
		土地圧縮積立金	償却資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	利益剰余金合計			
平成24年 4月 1日 残高	3,091	121	63	33,770	3,647	40,694	△89	63,490	
事業年度中の変動額									
償却資産圧縮積立金の取崩額	-	-	△2	-	2	-	-	-	
剰余金の配当	-	-	-	-	△1,814	△1,814	-	△1,814	
当期純利益	-	-	-	-	2,490	2,490	-	2,490	
自己株式の取得	-	-	-	-	-	-	△6	△6	
土地再評価差額金取崩額	-	-	-	-	△472	△472	-	△472	
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	-	-	-	-	-	-	-	-	
事業年度中の変動額合計	-	-	△2	-	206	203	△6	196	
平成25年 3月 31日 残高	3,091	121	60	33,770	3,853	40,897	△96	63,687	

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

(単位：百万円)

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算 差額等合計	
平成24年4月1日残高	△413	△2,701	△3,114	60,376
事業年度中の変動額				
償却資産圧縮 積立金の取崩額	—	—	—	—
剰余金の配当	—	—	—	△1,814
当期純利益	—	—	—	2,490
自己株式の取得	—	—	—	△6
土地再評価差額金取崩額	—	—	—	△472
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	630	472	1,103	1,103
事業年度中の変動額合計	630	472	1,103	1,299
平成25年3月31日残高	217	△2,228	△2,011	61,676

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1.重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

・移動平均法による原価法

その他有価証券

・時価のあるもの 期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

・時価のないもの 移動平均法による原価法

なお、売買目的有価証券及び満期保有目的の債券は所有していません。

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

・商品及び製品

総平均法による原価法

(収益性の低下による簿価切下げの方法)

・仕掛品

総平均法による原価法

(収益性の低下による簿価切下げの方法)

・原材料

総平均法による原価法

(収益性の低下による簿価切下げの方法)

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)及び賃貸不動産

建物(建物附属設備を除く)については、平成10年3月31日以前に取得したものは旧定率法、平成10年4月1日から平成19年3月31日までに取得したものは旧定額法、平成19年4月1日以降に取得したものは定額法によっております。建物以外については、平成19年3月31日以前に取得したものは旧定率法、平成19年4月1日以降に取得したものは、定率法によっております。なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。また、平成19年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が完了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更)

当社は、法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。

これにより、従来の方法に比べて、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。

② 無形固定資産

定額法を採用しております。なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。ただし、自社利用のソフトウェアについては社内における見込利用可能期間(5年)に基づく定額法、市場販売目的のソフトウェアについては見込販売数量と3年のどちらか短い方に基づく償却方法によっております。

- ③ リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
- (3) 引当金の計上基準
- ① 貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、また、破産更生債権等については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金
従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、当事業年度に見合う支給見込額に基づき計上しております。
- ③ 役員賞与引当金
役員に対する賞与の支給に充てるため、当事業年度に見合う支給見込額に基づき計上しております。
- ④ 製品品質保証対応引当金
当社が社外から購入した部品の一部に品質不良があり、これを使用して製造した製品の市場対応の履行による損失の発生に備えるため、合理的な見積り額を製品品質保証対応引当金として計上しております。
- ⑤ 退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。なお、数理計算上の差異については、発生の翌事業年度より5年にわたり定額法で費用処理しております。また、過去勤務債務については、発生年度より5年にわたり定額法で費用処理しております。
- ⑥ 役員退職慰労引当金
役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額2億3千8百万円並びに、執行役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額4千3百万円を含めて計上しております。
- (4) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項
消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税については、税抜方式によっております。

2. 会計上の見積りの変更に関する注記

従来、当社は特定のクレーム費用の発生に備えるため、当該費用の発生額を個別に見積もって製品品質保証対応引当金を計上していましたが、相当程度の回収の進捗に伴い、より精緻な見積りが可能となったため、見積りの変更を行いました。

これに伴い、当事業年度において、従前の見積り金額と今回の見積り金額との差額を特別利益として認識しました。

これにより、当事業年度の税引前当期純利益は1億2千万円増加しています。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 受取手形割引高	742 百万円
輸出手形割引高	14 百万円

(2) 当事業年度末日満期手形の処理

当事業年度末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。なお、当事業年度末日が金融機関の休日であったため、次の当事業年度末日満期手形が当事業年度末残高に含まれております。

受取手形	82 百万円
割引手形	190 百万円
(3) 有形固定資産減価償却累計額	38,907 百万円
(4) 貸貸不動産減価償却累計額	296 百万円
(5) 関係会社に対する短期金銭債権	2,674 百万円
(6) 関係会社に対する長期金銭債権	340 百万円
(7) 関係会社に対する短期金銭債務	2,270 百万円
(8) 土地再評価差額金	

当社は、土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき事業用の土地の再評価を行い、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

・再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める固定資産税評価額に基づき合理的な調整を行って算出しております。

・再評価を行った年月日

平成14年3月31日

再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額は次のとおりであります。

土地	△2,306 百万円
貸貸不動産に含まれる土地	△238 百万円

4. 損益計算書に関する注記

・関係会社に対する取引高

売上高	6,976 百万円
仕入高	9,177 百万円
その他の営業取引高	2,690 百万円
営業取引以外の取引高	604 百万円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

・当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式	95,941 株
------	----------

6. 税効果会計に関する注記

- ・繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	372 百万円
退職給付引当金	1,865 百万円
役員退職慰労引当金	106 百万円
投資有価証券評価損	574 百万円
未払事業税等	93 百万円
製品品質保証対応引当金	54 百万円
その他	212 百万円
繰延税金資産小計	3,278 百万円
評価性引当額	<u>△589 百万円</u>
繰延税金資産合計	2,689 百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△40 百万円
土地圧縮積立金	△66 百万円
償却圧縮積立金	<u>△33 百万円</u>
繰延税金負債小計	△141 百万円
繰延税金資産の純額	<u>2,548 百万円</u>

上記の他、土地再評価に係る繰延税金負債が5億5千万円計上されております。

- ・法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しています。

7. 関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

8.1 株当たり情報に関する注記

- ・1株当たり純資産額 1,223 円 61 銭
- ・1株当たり当期純利益 49 円 41 銭

会計監査人監査報告書 贈本

独立監査人の監査報告書

平成25年5月9日

マックス株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 富 永 貴 雄 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 内 田 正 美 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、マックス株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第82期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第82期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的な報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成25年5月10日

マックス株式会社監査役会

常 勤 監 査 役 亀ヶ谷 正 次 ㊟

常 勤 監 査 役 木 暮 郷 司 ㊟

社 外 監 査 役 畠 山 正 誠 ㊟

社 外 監 査 役 望 月 眞 宏 ㊟

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、次のとおりであります。

期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様に対する利益還元を、経営の最重要政策のひとつとして位置付けており、基本的には自己資本当期純利益率を重視する中で、事業の成長を図り業績に裏付けられた成果の配分を行うことを基本方針としております。

株主の皆様に対する配当は、連結決算を基準として配当性向40%を下限とし、また、純資産配当率につきましては、2.5%を目指してまいりたいと存じます。

当期におきましては、当社グループの売上高は前期比0.7%の減収、営業利益は前期比4.3%の減益、経常利益は前期比4.4%の増益、当期純利益は前期比6.8%の増益となりました。

当期の期末配当につきましては、株主の皆様のご支援におこたえすべく、次のとおりとさせていただきますと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき36円 総額1,814,568,660円

(3) 剰余金の配当が効力を生ずる日

平成25年6月28日

第2号議案 取締役9名選任の件

取締役全員（8名）の任期は、本総会終結の時をもって満了いたします。

つきましては、経営体制の一層の強化、充実を図るため1名増員し、取締役9名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者の番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	かわむら はちろう 川村 八郎 (昭和26年7月27日生)	昭和52年4月 当社入社 平成16年7月 同人事部長 平成19年4月 同執行役員人事部長 平成21年6月 同取締役執行役員人事部長、兼経営企画担当 平成22年6月 同常務取締役上席執行役員人事部長、兼経営企画担当 平成23年6月 同常務取締役上席執行役員経営企画、経理、総務、人事、IR・広報担当 平成24年4月 同代表取締役社長CEO、現在に至る	14,000株
2	しおかわ ひろし 塩川 博 (昭和29年7月14日生)	昭和52年4月 当社入社 平成16年7月 同営業本部海外営業部長 平成19年4月 同執行役員営業本部海外営業部長 平成21年6月 同取締役上席執行役員営業本部長、兼事業企画担当 平成22年6月 同常務取締役上席執行役員営業本部長、兼事業企画担当、現在に至る	11,000株
3	ひぐち こういち 樋口 浩一 (昭和32年3月1日生)	昭和55年4月 当社入社 平成13年4月 同システム統括部長 平成20年4月 同生産本部生産本部室長兼管理部長、兼システム統括担当 平成21年4月 同執行役員生産本部生産本部室長兼管理部長、兼システム統括担当 平成23年4月 同執行役員生産本部副本部長兼生産本部室長兼管理部長兼資材部長、兼システム統括担当 平成23年6月 同取締役執行役員生産副本部長兼生産本部室長兼管理部長兼資材部長、兼システム統括担当 平成24年4月 同常務取締役上席執行役員生産副本部長兼生産本部室長兼管理部長兼資材部長、兼システム統括担当、現在に至る	6,000株

候補者の番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
4	むら やま けい じろう 村 山 恵 司 郎 (昭和30年6月22日生)	昭和54年4月 当社入社 平成16年4月 同開発本部研究グループ部長代理 平成19年10月 同開発本部研究グループ部長 平成21年4月 同執行役員開発本部第一設計グループ部長 平成22年10月 同執行役員開発本部副本部長 平成23年6月 同取締役執行役員開発副本部長 平成23年8月 同取締役執行役員開発副本部長兼研究グループ部長 平成24年4月 同取締役執行役員開発副本部長兼開発設計部長兼研究グループ部長、現在に至る	6,000株
5	くろ さわ みつ てる 黒 沢 光 照 (昭和30年2月1日生)	昭和54年4月 当社入社 平成17年7月 同生産本部Nプロ部長 平成17年9月 同生産本部付MAX (THAILAND) CO., LTD. 代表取締役社長 平成20年4月 同生産本部生産技術部長 平成21年10月 同生産本部玉村工場長 平成22年4月 同執行役員生産本部玉村工場長、兼藤岡工場担当 平成22年11月 同執行役員品質保証部長 平成23年1月 同執行役員環境・品質保証部長兼品質統括グループ部長 平成24年4月 同執行役員環境・品質保証部長 平成24年6月 同取締役執行役員環境・品質保証部長、現在に至る	5,000株
6	きし のぶ お ※ 岸 信 夫 (昭和34年1月14日生)	昭和57年4月 当社入社 平成16年4月 同生産本部生産技術部生産技術1グループ部長代理 平成21年4月 同生産本部生産技術部生産技術1グループ部長 平成23年4月 同執行役員生産本部第1生産技術部長、現在に至る	4,000株
7	あさ み やすし ※ 浅 見 泰 (昭和34年8月14日生)	昭和58年4月 当社入社 平成21年7月 同営業本部機工品営業部事業管理セクション次長 平成22年1月 同経理部長 平成23年4月 同執行役員経理部長 平成24年4月 同執行役員経理部長、兼総務、人事担当、現在に至る	3,000株

候補者の番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
8	にし かわ ひろ ふみ ※西川博文 (昭和33年12月7日生)	昭和56年4月 当社入社 平成20年4月 同営業本部海外営業部海外営業グループ部長代理 平成21年6月 同営業本部海外営業部長 平成23年4月 同営業本部海外営業部長兼欧米グループ部長 平成23年10月 同執行役員営業本部海外営業部長 平成24年4月 同執行役員営業本部海外営業部長兼欧米グループ部長、現在に至る	3,000株
9	かく よし ひろ ※角芳尋 (昭和36年10月1日生)	昭和60年4月 当社入社 平成21年6月 同経営企画室長代理 平成23年4月 同経営企画室長兼IR・広報室長 平成24年4月 同執行役員経営企画室長兼IR・広報室長、現在に至る	3,000株

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. ※印は新任取締役候補者であります。

第3号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

取締役三井田孝嗣、山田俊雄、太田忠喜の各氏は、本総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、在任中の功労に報いるため、当社における一定の基準に従い、総額226,986,000円の退職慰労金を贈呈することとし、各氏に対する具体的金額、贈呈の時期・方法などについては、取締役会にご一願いたいと存じます。

退任取締役の略歴は、次のとおりであります。

氏名	略歴
み い だ たか し 三井田 孝 嗣	平成7年6月 当社取締役 平成9年6月 同常務取締役 平成12年6月 同専務取締役 平成14年6月 同代表取締役社長CEO 平成24年4月 同代表取締役会長、現在に至る
やま だ とし お 山 田 俊 雄	平成16年6月 当社取締役 平成19年6月 同常務取締役、現在に至る
おお た ただ よし 太 田 忠 喜	平成17年6月 当社取締役 平成21年6月 同常務取締役、現在に至る

第4号議案 役員賞与支給の件

当期における取締役（使用人兼務取締役を除く）6名および監査役4名に対し、当期の業績等を勘案して、役員賞与として総額64,604,000円（うち取締役分52,100,000円、監査役分12,504,000円）を支給することといたしたいと存じます。

なお、各氏に対する具体的金額、支給の時期などは、取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議にそれぞれご一任願いたいと存じます。

第5号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）継続の件

当社は、平成23年6月29日開催の第80回定時株主総会において、「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）」（以下「旧プラン」といいます。）の継続についてご承認をいただいております。その後、近時の買収防衛策をめぐる環境の変化等を踏まえ、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保し向上させるための取組みとしての旧プランの在り方について、検討を行ってまいりました。

当社は、かかる検討の結果、平成25年5月13日開催の当社取締役会において、当社第82回定時株主総会における株主の皆様のご承認を条件に、旧プランを一部変更のうえ継続することを決定いたしました（改定後の当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）を、以下「本プラン」といいます。）。主な変更点は次の通りです。

- ① 大規模買付者に提供していただく意向表明書の項目を追加しました。
- ② 意向表明書の受領後、当社取締役会が大規模買付情報のリストを大規模買付者に交付するまでの期間を変更しました。
- ③ 大規模買付者に提供していただく大規模買付情報の一般的な項目を追加しました。
- ④ 大規模買付者に提出していただく大規模買付情報の回答期限を定めました。
- ⑤ 大規模買付者に提供していただく大規模買付情報が十分に揃ったと当社取締役会が判断した場合には、大規模買付者に情報提供完了の通知を行うこと等を定めました。
- ⑥ 当社取締役会の評価期間を延長する場合の延長期間を定めました。
- ⑦ 対抗措置発動の条件を一部削除しました。

本プランの継続を決定した当社取締役会には、社外監査役2名を含む監査役4名全員が出席し、いずれの監査役も、本プランの具体的運用が適正に行われることを条件として、本プランに賛成する旨の意見を述べております。

本議案は、引き続き株主共同の利益を守るために、本プランを継続することにつき、株主の皆様のご承認をお願いするものであります。

I. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は上場企業である以上、当社株式の売買は、株主・投資家の皆様の自由な判断に

においてなされるのが原則であり、当社に対して大規模買付行為（下記Ⅲ．２（１）において定義します。以下同じとします。）が行われた場合においても、これに応じるか否かの判断は、最終的には、当社株主の皆様判断に委ねられるべきものと考えております。大規模買付行為であっても、当社の企業価値及び株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。しかしながら、近時、わが国の資本市場においては、法制度の改革や企業構造・企業文化の変化等を背景として、対象となる会社の経営陣と十分な協議や合意のプロセスを経ることなく、大規模買付行為を強行するといった動きがみられます。

当社が今後も持続的に企業価値及び株主共同の利益を確保・向上させていくためには、当社の経営理念、事業特性及びステークホルダーとの間に築かれた関係等への深い理解に基づいた経営がなされることが不可欠と考えております。大規模買付者（下記Ⅲ．２（１）において定義します。以下同じとします。）により当社の経営理念、事業特性及びステークホルダーとの間に築かれた関係等への理解が不十分なまま当社の経営がなされるに至った場合、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることとなります。従いまして、企業価値ひいては株主共同の利益を毀損する恐れのある不適切な大規模買付行為又はこれに類似する行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

Ⅱ．当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の会社支配に関する基本方針の実現に資する取組み

当社は、会社支配に関する基本方針の実現に資する取組みとして、下記Ⅲ．に記載するもののほか、企業価値及び株主共同の利益の向上に向けて、次のとおり取組みを行っております。

当社は、1942年に創業以来、時代のニーズをいち早く捉えながら、技術の研鑽に努め、国産初の小型ホッチキス・手動式ネイラを1942年から1950年代の創業時に世に送り出し、これらの商品がお客様の信頼を得て、今日の事業基盤を確立しました。

当社は、「人」が尊重され、「人」が成長することによって、会社も成長すると考えており、「顧客を知る、現場を知る経営」、「ガラス張りの経営」、「全員参画の経営」、「成果配分の経営」の4つを柱として、「顧客の支持を高め、いきいきと楽しく力を合わせ、皆揃って成長して行く集団を目指す」という経営基本姿勢の下、お客様と共に成長するマックスを創るため、社員一人一人が事業の成長を担う主体となる意識改革を進め、事業成長と収益構造の強化を目指し、全社を挙げて取り組んでおります。

当社の事業は、ホッチキス、タイムレコーダ、ビーポップ等のオフィス機器や釘打機、エアコンプレッサ、コンクリートツール等の産業用機器にとどまらず、浴室暖房換気乾燥機、ディスポーザ等の住宅用機器、高齢者向け自転車など、幅広く構成されております。

す。当社の経営は、これらの分野におけるマーケティングノウハウや豊富な事業経験に基づいて、次代を見据えた新製品開発、技術力強化等に取り組んでおります。また、株主・投資家の皆様、お客様、お取引先様など、当社をご支援いただく関係皆様のご理解・ご信頼を基に、企業価値及び株主共同の利益の向上に邁進しております。当社は、これからも「使う人が満足するモノづくり」にこだわり続けることにより、当社の企業価値及び株主共同の利益の向上に努めてまいります。

また、当社は「中期経営計画」を策定し、『顧客との結びつきをさらに深め、顧客を知り、顧客の支持を高める』との経営方針の下、さらなる顧客満足度の向上による事業成長を目指すとともに、得られた成果の株主の皆様への還元を高めることとするなど、事業成長と収益構造の強化に裏づけされた企業価値及び株主共同の利益の向上に取り組んでまいります。

Ⅲ. 会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、大規模買付行為が行われる場合には、上記Ⅰ．に記載した会社支配に関する基本方針に照らし、以下のとおり一定の合理的なルール（大規模買付ルール）に従っていただくこととし、これを遵守しなかった場合及びした場合につき一定の対応方針を定めることをもって、会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みといたします。

1. 大規模買付ルール設定の目的

近時、わが国の資本市場においては、法制度の変革や企業構造・企業文化の変化等を背景として、対象となる会社の経営陣と十分な協議や合意のプロセスを経ることなく、大規模買付行為を強行するといった動きがみられます。こうした事情に鑑み、当社取締役会は、大規模買付行為に際して、当社株主の皆様がこれに応じるか否かの判断を適切に行うために、当社株主の皆様判断に必要かつ十分な情報が提供できるよう、大規模買付行為に関する一定のルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）を設けることとしました。

2. 大規模買付ルールの内容

大規模買付ルールとは、①大規模買付者から事前に、当社株主の皆様判断及び当社取締役会の評価・検討のために必要かつ十分な情報（以下「大規模買付情報」とい

います。)が提供され、それに基づき②当社取締役会が当該大規模買付行為について評価・検討を行うための期間を設け、③かかる期間が経過した後に大規模買付行為が開始される、というものです。具体的には、以下のとおりです。

(1) 対象となる大規模買付行為

本プランは、以下の①又は②に該当する当社株券等の買付け又はこれに類似する行為(いずれについてもあらかじめ当社取締役会が同意したものを除きます。以下、かかる買付行為を「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。)がなされる場合を適用対象とします。大規模買付者は、あらかじめ本プランに定められる手続きに従わなければならないものとします。

- ① 特定株主グループ(注1)の議決権割合(注2)を20%以上とすることを目的とする当社株券等(注3)の買付行為
- ② 結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となるような当社株券等の買付行為

(2) 意向表明書の当社への提出

大規模買付者には、大規模買付行為に先立ち、当社取締役会に対して、当該大規模買付者が大規模買付行為に際して大規模買付ルールに従う旨の誓約文言等を記載した書面(以下「意向表明書」といいます。)を、当社の定める書式により提出していただきます。

意向表明書に記載していただく具体的な内容は以下のとおりです。

① 大規模買付者の概要

- (i) 氏名又は名称及び住所又は所在地
- (ii) 設立準拠法
- (iii) 代表者の役職及び氏名
- (iv) 国内連絡先
- (v) 会社等の目的及び事業の内容
- (vi) 会社等の大株主又は大口出資者の内容

② 提案する大規模買付行為の概要

- ③ 現に保有する当社株式の数及び今後取得予定の当社株式の数
- ④ 大規模買付ルールに従う旨の誓約

(3) 大規模買付情報の提供

当社取締役会は、意向表明書の受領後10営業日以内に、当初提供していただくべき大規模買付情報のリストを大規模買付者に交付します。大規模買付情報の具体的

内容は、大規模買付者の属性、大規模買付行為の目的及び内容によって異なりますが、一般的な項目の一部は以下のとおりです。

- ① 大規模買付者及びそのグループ（共同保有者、特別関係者、及びファンドの場合は各組員その他の構成員）の詳細（具体的名称、資本構成、事業内容、財務内容等を含むものとします。）
- ② 大規模買付行為の目的、方法及び内容（買付対価の価額・種類、買付期間、関連する取引の仕組み、買付方法の適法性、買付実行の実現可能性等を含むものとします。）
- ③ 大規模買付行為に係る特定株主グループ（大規模買付者を含むものとします。）の保有株式の数
- ④ 買付価格の算定根拠（算定の前提となる事実・仮定、算定方法、算定に用いた数値情報及び買付けに係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容。そのうち少数株主に対して分配されるシナジーの内容を含むものとします。）
- ⑤ 買付資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含むものとします。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含むものとします。）
- ⑥ 大規模買付行為後に意図する当社グループの経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策等
- ⑦ 大規模買付行為後における、大規模買付者のグループ内における当社グループの役割
- ⑧ 大規模買付行為後の当社グループの取引先、顧客、地域関係者、従業員及びその他の利害関係者への対応方針
- ⑨ 大規模買付者等が既に保有する当社の株券等に関する貸借契約、担保契約、売戻契約、売買の予約その他の重要な契約又は取決め（以下「担保契約等」といいます。）がある場合には、その契約の種類、契約の相手方及び契約の対象となっている株券等の数量等の当該担保契約等の具体的内容
- ⑩ 大規模買付者等が大規模買付行為において取得を予定する当社の株券等に関し担保契約等の締結その他第三者との間の合意の予定がある場合には、予定している合意の種類、契約の相手方及び契約の対象となっている株券等の数量等の当該合意の具体的内容
- ⑪ 当社の他の株主との利益相反を回避するための具体的方策

なお、当初提供していただいた情報だけでは大規模買付情報として不十分と考えられる場合には、十分な大規模買付情報が揃うまで追加的に情報を提供していただくことがあります。

但し、大規模買付者からの情報提供の迅速化と、当社取締役会が大規模買付者に

情報提供を要請し大規模買付者がこれに応答する期間（以下「情報提供期間」といいます。）を引き延ばす等の恣意的な運用を避ける観点から、情報提供期間を、当社取締役会が大規模買付者に対し、最初に大規模買付情報のリストを交付した日の翌日から起算して最長で60日間とし、仮に大規模買付者から必要な情報が十分に提供されない場合であっても、情報提供期間が満了したときは、当社取締役会による評価・検討を開始するものとしています。

当社取締役会は、大規模買付者による大規模買付情報の提供が十分になされたと判断した場合には、その旨を大規模買付者に通知（以下「情報提供完了通知」といいます。）するとともに、速やかにその旨を公表いたします。情報提供期間は、当社取締役会が情報提供完了通知をした日又は上記の上限に達した日のいずれか早い日をもって満了するものとします。

また、大規模買付行為の提案があった事実及び当社取締役会に提供された大規模買付情報は、当社株主の皆様への判断のために必要であると認められる場合には、当社取締役会が適切と判断する時点で、その全部又は一部を公表いたします。

(4) 当社取締役会による評価・検討

当社取締役会は、情報提供期間が満了した後、大規模買付行為の評価・検討の難易度に応じて、最長60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付けの場合）、又は最長90日間（その他の大規模買付行為の場合）を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として確保されるべきものと考えます。

取締役会評価期間中、当社取締役会は、特別委員会に対して対抗措置の発動の是非について諮問するとともに、適宜必要に応じて弁護士、フィナンシャル・アドバイザー等の外部専門家の助言を得ながら、提供された大規模買付情報を十分に評価・検討し、当社取締役会としての意見を取りまとめ、特別委員会の勧告と合わせて大規模買付者に通知するとともに、公表いたします。また、必要に応じて、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として株主の皆様へ代替案を提示することもあります（特別委員会につきましては、下記4.をご参照ください。）。

当社取締役会が、取締役会評価期間内に意見の公表、条件の改善、代替案の提示又は下記「3. 大規模買付行為がなされた場合の対応方針」に定める対抗措置を講じるか否かの判断を行うに至らない場合には、必要な範囲で取締役会評価期間を延長することができるものとします（但し、延長期間は最長30日間とします。）。この場合、当社取締役会は、取締役会評価期間の延長を必要とする理由、延長期間、その他適切と思われる事項について、大規模買付者に通知するとともに速やかに情

報開示を行います。

大規模買付行為は、取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるものとします。

3. 大規模買付行為がなされた場合の対応方針

(1) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社の企業価値及び株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権無償割当て等、会社法その他の法令及び当社定款が当社取締役会の権限として認める措置（以下「対抗措置」といいます。）をとり、大規模買付行為に対抗することがあります。具体的な対抗措置については、その時点で相当と認められるものを選択することとなります。

当社取締役会が具体的な対抗措置として新株予約権無償割当てを行う場合の概要は、別紙1記載のとおりとします。なお、新株予約権無償割当てを行う場合には、対抗措置としての効果を勘案した行使期間、行使条件及び取得条項を設けることがあります。

(2) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、反対意見の表明、代替案の提示、株主の皆様への説得等を行うにとどめ、原則として、大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、当社株主の皆様において、当該買付提案の内容及びそれに対する当社取締役会の意見、代替案等をご考慮のうえ、ご判断いただくこととなります。

但し、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が当社の企業価値又は株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、当社取締役会は、当社の企業価値及び株主共同の利益を守ることを目的として、対抗措置を発動することがあります。具体的には、以下①～⑧の類型に該当すると認められる場合には、原則として、大規模買付行為が当社の企業価値又は株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合に該当するものと考えます。

- ① 真に当社の経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価を吊り上げて、高値で株式を当社又は当社関係者に引き取らせる目的で当社株式の買付けを行っているとは判断される場合。（いわゆるグリーンメーラー）
- ② 当社の経営を一時的に支配して、当社又は当社グループ会社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を大規模買付者やそのグループ会社等に移譲させるなどの目的で当社株式の買付けを行っているとは判

断される場合。

- ③ 当社の経営を支配した後に、当社又は当社グループ会社の資産を大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的で当社株式の買付けを行っている判断される場合。
- ④ 当社の経営を一時的に支配して、当社又は当社グループ会社の事業に当面関係していない不動産、有価証券など高価資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、あるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って、当社株式の高価売り抜けをする目的で当社株式の買付けを行っている判断される場合。
- ⑤ 大規模買付者の提案する当社株式の買付条件（買付対価の価額・種類、内容、時期、方法、違法性の有無、実現可能性等）が、当社の企業価値に照らして著しく不十分又は不適切なものであると合理的な根拠をもって判断される場合。
- ⑥ 大規模買付者の提案する当社株式の買付方法が、強圧的二段階買収（最初の買付けで全株式の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等を行うことをいう。）など、株主の判断の機会又は自由を制約し、事実上、株主に当社株式の売却を強要するおそれがあると判断される場合（但し、部分的公開買付けであることをもって当然にこれに該当するものではない。）。
- ⑦ 大規模買付者による支配権取得により、当社株主はもとより、顧客、従業員その他の利害関係者との関係を含む当社の企業価値の毀損が予想されるか、若しくは当社の企業価値の維持及び向上を著しく妨げるおそれがあると合理的な根拠をもって判断される場合。
- ⑧ 中長期的な観点において、大規模買付者が支配権を取得した場合の当社の将来の企業価値が、当該大規模買付者が支配権を取得しない場合の当社の将来の企業価値と比較して著しく劣後すると合理的な根拠をもって判断される場合。

(3) 対抗措置発動の停止等について

大規模買付行為に対して、当社取締役会が具体的な対抗措置を講じることを決定した後、大規模買付者が大規模買付行為の撤回又は変更を行った場合のほか、対抗措置の発動が適切でないと当社取締役会が判断し、かつ対抗措置の発動により生ずる株主の皆様の権利の確定前である場合には、当社取締役会は、特別委員会の意見又は勧告を十分尊重したうえで、対抗措置の発動の停止又は変更等を行うことがあります。

逆に、大規模買付行為に対して、当社取締役会が対抗措置の発動をしないことを決定した後であっても、当該大規模買付行為が当社の企業価値又は株主共同の利益を著しく損なうと判断される状況となった場合には、当社取締役会は、当社の企業価値及

び株主共同の利益を守ることを目的として、特別委員会の勧告を最大限尊重し、当該大規模買付行為に対する対抗措置を発動することがあります。

4. 対抗措置の公正さを担保するための手続

(1) 特別委員会の設置

大規模買付ルールが遵守されたか否か、並びに大規模買付ルールが遵守された場合であっても、当社の企業価値及び株主共同の利益を守ることを目的とした対抗措置をとるか否かについては、当社取締役会が最終的判断を行います。当社取締役会は、大規模買付ルールを適正に運用し、当社取締役会の判断の合理性、公正性を確保するために、当社取締役会から独立した組織として、特別委員会を設置いたします。その概要につきましては、別紙2をご参照ください。

(2) 対抗措置発動時の手続

当社取締役会が対抗措置を発動する際には、弁護士、フィナンシャル・アドバイザー等の外部専門家の助言を得ながら、大規模買付者から提供を受けた大規模買付情報に基づいて、当該大規模買付行為の具体的内容や、当該大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益に与える影響等を検討するものとします。

また、当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、その判断の公正さを担保するために特別委員会に対し対抗措置の発動の是非について諮問し、特別委員会はこの諮問に基づき、当社取締役会に対し対抗措置の発動の是非について勧告を行います。当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断に際して、特別委員会の勧告を最大限尊重するものとします。

5. 株主及び投資家の皆様に与える影響等

(1) 大規模買付ルールが株主・投資家の皆様に与える影響等

大規模買付ルールは、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見の提供、さらには、必要に応じて当社株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を保証することを目的としています。これにより、当社株主の皆様は、十分な情報の下で、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をしていただくことが可能となります。

従いまして、大規模買付ルールの設定は、当社株主及び投資家の皆様が適切な投資判断を行ううえでの前提となるものであり、当社株主及び投資家の皆様の利益に資するものであると考えております。

なお、上記 3. に記載したとおり、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守するか否かにより大規模買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、当社株主及び投資家の皆様におかれましては、大規模買付者の動向及びそれに対する当社の対応にご注意ください。

(2) 対抗措置発動時に株主及び投資家の皆様に与える影響

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合及び大規模買付ルールを遵守した場合であっても、当該大規模買付行為が当社の企業価値又は株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、当社取締役会は、当社の企業価値及び株主共同の利益を守ることを目的として、対抗措置をとることがありますが、当該対抗措置の仕組上、大規模買付者以外の株主の皆様が法的権利又は経済的側面において格別の損失を被るような事態は想定しておりません。当社取締役会が具体的な対抗措置をとることを決定した場合には、法令及び金融商品取引所規則等に従って、適時適切な公表を行います。

従いまして、大規模買付ルールを遵守しない大規模買付者及び当社の企業価値又は株主共同の利益を著しく損なう大規模買付行為を行おうとする大規模買付者については、対抗措置が講じられた場合において、結果的にその法的権利又は経済的側面において不利益が発生する可能性があります。本プランの公表は、大規模買付者が大規模買付ルールに違反することがないように予め注意を喚起するものです。

また、特別委員会の意見又は勧告を受けて、当社取締役会が対抗措置の発動の停止を対抗措置の発動により生ずる株主の皆様の権利の確定前に行う場合には、1株あたりの株式の価値の希釈化は生じませんので、対抗措置の発動に係る権利落ち日以降に当社株式の価値の希釈化が生じることを前提に売買を行った株主又は投資家の皆様は、株価の変動により不測の損害を被る可能性があります。

(3) 対抗措置発動に伴って株主の皆様に必要な手続

対抗措置として行う新株予約権無償割当ては、別途当社取締役会が決定し公告する割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された当社株主の皆様に対して行います。また、新株予約権を行使して株式を取得するためには、所定の期間内に一定の金額の払込みを完了していただく必要があります。但し、取得条項付新株予約権の無償割当てがなされる場合には、当社が取得の手続をとることにより、株主の皆様は行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による当該新株予約権の取得の対価として当社株式を受領することとなります。なお、この場合、当社が新株予約権の取得の対価として株式を交付するため、振替株式を記録するための振替口座の情報の提供をお願いすることがあります。これらの手続の詳細につきましては、実際に新株予約権無償割当てを行うこととなった際に、法令及び金融商品取引所規則等に基づき別途お知

らせいたします。

6. 本プランの有効期間及び継続・変更等の手続

本プランの有効期間は、平成25年6月27日開催の第82回定時株主総会の終結の時から、2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとし、以後、2年毎の定時株主総会前に開催される当社取締役会において、本プランを継続するか否かを検討し、継続することを決定した場合、その年の定時株主総会において議案としてお諮りすることにより、継続の可否につき、株主の皆様のご意向を確認させていただきます。

また、当社取締役会は、会社法及び金融商品取引法等の関係法令の整備・改正等を踏まえ、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上の観点から、必要に応じて本プランを見直してまいりたいと考えております。本プランの変更が必要と判断した場合は、その都度、直近で開催される定時株主総会においてその変更内容につき議案としてお諮りすることにより、株主の皆様のご意向を確認させていただきます。

なお、本プランの有効期限前であっても、株主提案権を持つ当社株主の皆様は、会社法の定めに従い、本プランの廃止を株主総会の目的とすることを請求することができます。

7. 本プランの廃止

本プランの導入後、有効期限前であっても、次のいずれかに該当する場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

- ① 当社の株主総会において、本プランの導入又は継続の議案が承認されなかった場合、あるいは本プランを廃止する旨の議案が承認された場合。
- ② 当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合。

- (注1) 特定株主グループとは、(i) 当社の株券等(金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。)の保有者(同法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。)及びその共同保有者(同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。)又は(ii) 当社の株券等(同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。)の買付け等(同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。)を行う者及びその特別関係者(同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。以下同じとします。)を意味します。
- (注2) 議決権割合とは、特定株主グループの具体的な買付方法に応じて、(i) 特定株主グループが(注1)の(i)記載の場合は、当該保有者の株券等保有割合(同法第27条の23第4項に規定する株券等保有株割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数(同項に規定する保有株券等の数をいいます。)も加算するものとします。)又は(ii) 特定株主グループが(注1)の(ii)記載の場合は、当該大規模買付者及び当該特別関係者の株券等保有割合(同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。)の合計をいいます。各株券等保有割合の算出に当たっては、総議決権の数(同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。)及び発行済株式の総数(同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。)は有価証券報告書、四半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。
- (注3) 株券等とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。以下同じとします。

新株予約権無償割当てを行う場合の概要

1. 新株予約権無償割当てに関する事項の決定

① 新株予約権の内容及び数

新株予約権の内容は下記2. の記載に基づくものとし、新株予約権の数は当社取締役会で定める割当期日（以下「割当期日」という。）における当社の最終の発行済株式総数（但し、当社の有する当社株式の数を控除する。以下同じ。）と同数とする。

② 新株予約権の割当ての対象となる株主及びその割当方法

割当期日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その保有する当社普通株式1株につき新株予約権1個の割合で、新株予約権を割り当てる。

③ 新株予約権無償割当ての効力発生日

当社取締役会が別途定める日とする。

2. 新株予約権の内容

① 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数（以下「対象株式数」という。）は原則として1株とする。但し、当社が株式の分割又は株式の併合を行う場合には、所要の調整を行うものとする。

② 新株予約権の行使に際して出資される財産及びその価額

新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その当社株式1株当たりの価額は1円以上で当社取締役会が定める額とする。

③ 新株予約権の行使期間

新株予約権無償割当ての効力発生日又は当社取締役会が別途定める日を初日とし、1ヶ月間から3ヶ月間までの範囲で当社取締役会が別途定める期間とする。但し、新株予約権の取得がなされる場合は取得日の前営業日までとする。

④ 新株予約権の行使条件

大規模買付者を含む特定株主グループに属する者等に行使を認めないこと等を新株予約権の行使条件として定める場合がある。詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。

⑤ 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要する。

⑥ 当社による新株予約権の取得

大規模買付者を含む特定株主グループに属する者等以外の者が保有する新株予約権を当社が取得し、新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付することができること等を新株予約権の取得条項として定めることがある。詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。

⑦ その他

その他必要な事項については、当社取締役会において別途定めるものとする。

(別紙2)

特別委員会規則〈概要〉

1. 特別委員会の設置及び委員の選任、解任

- ①特別委員会は、当社取締役会の決議により設置する。
- ②特別委員の人数は3名以上とする。
- ③特別委員は、当社社外監査役、弁護士、税理士、公認会計士、学識経験者、投資銀行業務に精通している者又は取締役等役員として経験のある社外者の中から選任する。
- ④特別委員の選任及び解任は当社取締役会の決議により行う。

2. 特別委員の任期

特別委員の最初の任期は、選任の日以後、最初に開催される当社定時株主総会終結の時までとする。当該定時株主総会にて、当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（本プラン）に係る議案が承認された場合、特別委員の任期は、当該定時株主総会の日から2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時まで延長されるものとし、その後も同様とする。但し、当社取締役会の決議により特段の定めをした場合は、この限りではない。

3. 特別委員会の権限

- ①特別委員会は、本プランの発動の是非について、大規模買付者から提供された大規模買付情報、当社取締役会の意見及び代替案、並びに独立した第三者の助言等を基に検討のうえ決議し、当社取締役会に対して勧告するものとする。
- ②特別委員会は、大規模買付者から提供された大規模買付情報で、検討に必要な情報が不足していると判断したときは、大規模買付者に対して情報の補完を請求するよう当社取締役会に求めることができる。
- ③特別委員会は、当社取締役会による意見及び代替案で、検討に必要な情報が不足していると判断したときは、当社取締役会に対して情報の補完を求めることができる。
- ④特別委員会は、上記①～③のほか、大規模買付行為に関して当社取締役会から諮問を受けた事項について、当社取締役会に対して意見を述べ又は勧告することができる。

4. 第三者の助言

特別委員会は、必要に応じて、当社の費用で、独立した第三者（フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタント等の専門家を含む。）の助言を得ることができる。

5. 特別委員会の決議

特別委員会の決議は、特別委員会を構成する委員の全員が出席し、その過半数をもってこれを行うものとする。但し、疾病その他やむを得ない事由により出席できない委員が存在する場合には、他の委員の承認のうえ、当該委員を除く委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行うものとする。

特別委員会の委員の略歴

(五十音順)

氏 名 (生年月日)	略 歴
<p>し みず とし ゆき 清 水 俊 行 (昭和22年2月15日生)</p>	<p>昭和45年11月 監査法人朝日会計社（現有限責任 あずさ監査法人）入社 昭和49年3月 公認会計士登録 昭和62年8月 監査法人朝日新和会計社（現有限責任 あずさ監査法人）社員 平成10年8月 朝日監査法人（現有限責任 あずさ監査法人）代表社員 平成13年1月 防衛調達審議会委員 平成15年6月 朝日監査法人（現有限責任 あずさ監査法人）退社 平成15年7月 清水公認会計士事務所開設、現在に至る 平成19年5月 当社特別委員会委員に就任、現在に至る 平成23年6月 ニチバン株式会社社外監査役、現在に至る</p>
<p>はたけ やま まさ あき 畠 山 正 誠 (昭和23年2月18日生)</p>	<p>昭和46年7月 日本鋼管株式会社（現JFEホールディングス株式会社）入社 昭和48年2月 同社退社 昭和56年4月 弁護士登録（東京弁護士会） 篠崎芳明法律事務所（現篠崎・進士法律事務所）弁護士 平成元年4月 千代田区建築審査会委員 平成3年1月 松枝飯島畠山藤原法律事務所（現東京虎ノ門法律事務所）パートナー弁護士 平成17年8月 東京公園法律事務所開設、現在に至る 平成20年6月 当社監査役、現在に至る 同特別委員会委員に就任、現在に至る 平成22年6月 日本ケミファ株式会社社外取締役、現在に至る</p>
<p>もち づき まさ ひろ 望 月 眞 宏 (昭和22年5月19日生)</p>	<p>昭和45年4月 新日本製鐵株式会社（現新日鐵住金株式会社）入社 昭和62年6月 同社広畑製鐵所工程業務部製品工程室長 昭和63年6月 東日本旅客鉄道株式会社出向 平成4年9月 日本貨物鉄道株式会社出向 平成6年10月 東京テレメッセージ株式会社出向 平成10年11月 日本検査株式会社出向 平成14年6月 新日本製鐵株式会社（現新日鐵住金株式会社）退職 日本検査株式会社取締役総務部長 平成18年6月 同社常務取締役総務部長 平成22年6月 同社常務取締役退任 平成23年6月 当社監査役、現在に至る 同特別委員会委員に就任、現在に至る</p>

(注) 畠山正誠及び望月眞宏の両氏は、当社の社外監査役であります。

以 上

